

第3期

笠松町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

笠 松 町

は じ め に

我が国では、合計特殊出生率が過去最低を記録し、急激な少子化と人口減少に歯止めがかからないなか、政府は「異次元の少子化対策」を表明し、令和5年4月にこども家庭庁の発足、12月に「こども未来戦略」「こども大綱」が閣議決定され、子育ての経済的支援、こどもの年齢に応じ切れ目のない必要な支援の提供、働き方改革など、さまざまな角度から少子化対策が進められています。



しかしながら、未婚化や晩婚化、若者の結婚及び出産に対する意識の変化など、少子化は依然進行形であります。また核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

このような中、本町では前計画の基本的な考え方を引き継ぎ、「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち かさまつ」を基本理念とした「第3期笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。将来を担うすべての子どもたちが人間性豊かに成長できる環境づくりを推進するとともに、さまざまな課題をいかに解決へと導き、ニーズにどう応えていくかが大切であることから、アンテナを大きく広げ皆様方の声に耳を傾け、地域全体で子育てを支えることができるまちづくりを目指してまいります。

結びに、計画策定にあたり、学識経験者や子どもの保護者、関係団体からなる笠松町子ども・子育て会議の委員の皆様には熱心にご審議をいただき、また、ニーズ調査などを通して住民の皆様からもさまざまなご意見をいただきました。心から厚く感謝申し上げます。

本計画の推進に対しまして、今後とも、住民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和7年3月

笠松町長 古田 聖人

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子育て環境を取り巻く現状	4
1 笠松町の人口と世帯の状況	4
2 令和5年のニーズ調査結果からみられる現状	7
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	22
2 基本的な視点	22
3 基本目標	23
4 計画の策定手法	24
5 教育・保育の一体的提供および教育・保育の推進に関する体制の確保	27
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	28
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	29
○ 新制度の事業体系	29
基本目標1 地域における子どもや子育て家庭への支援	30
基本目標2 子どもと親の心と体の健康づくり	52
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	63
基本目標4 配慮を必要とする子どもと家庭への支援	69
基本目標5 子育てと仕事の両立への支援	75
第5章 計画の推進	78
1 推進体制	78
2 進捗管理	79
資料編	

1	笠松町子ども・子育て会議条例	80
2	笠松町子ども・子育て会議名簿	82
3	笠松町子どもの権利に関する条例	83
4	笠松町子ども・子育て支援事業計画策定経過	87
5	国の動きと笠松町の取り組み	88

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、少子高齢化の急速な進行や、女性の社会進出に伴う共働きのさらなる増加、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

すべての子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するためには、地域社会全体で力を合わせ良好な子育て環境をつくり上げていくことが重要です。

笠松町では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づき「笠松町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、さまざまな分野の施策を総合的に推進してきました。平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」により、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援に取り組んできました。令和2年には、第1期計画の基本理念を引き継ぎ「第2期笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て家庭に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

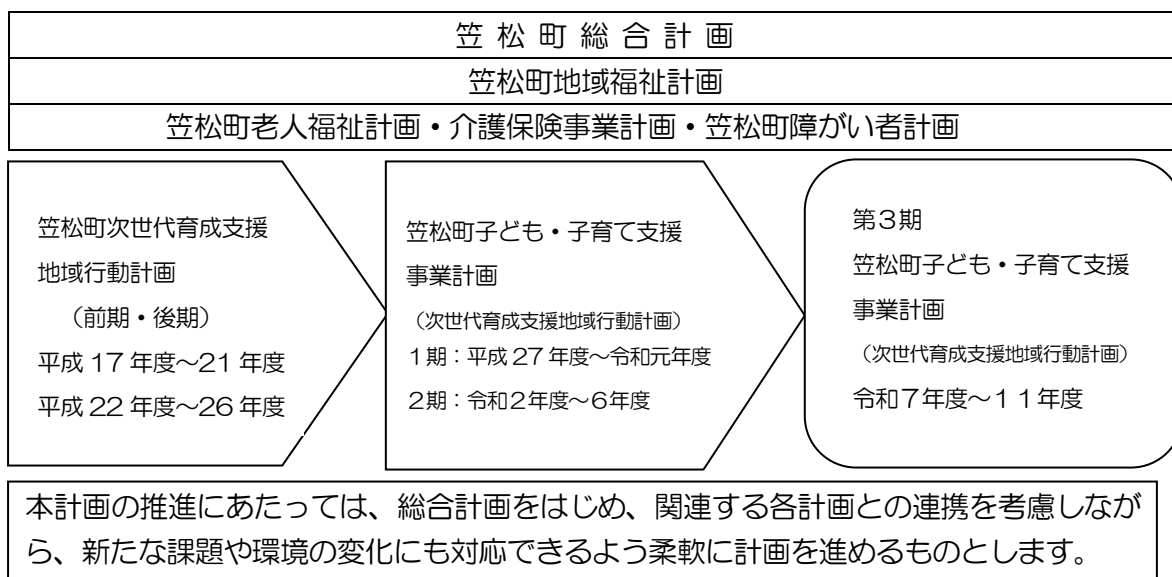
こうした中、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が令和5年4月に施行され、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

本町では、第2期計画が令和6年度をもって計画期間が終了することから、今後子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、地域社会全体で子育て支援の環境づくりをさらに進めていくために、これまでの成果と課題や意向調査により把握した町民ニーズを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期笠松町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村事業計画として、国の定めた基本方針に沿って策定するものです。同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づき取組を進めてきた「次世代育成支援地域行動計画」の基本的な施策や考え方などを継承し、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と一体的な計画として位置づけます。

また、本町のまちづくりの基本となる「笠松町第6次総合計画」を上位計画とし、関連する部門別計画との連携を図りながら、かけがえのない子どもの成長と子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境の整備を重点的かつ計画的に進めていくための指針とします。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

平成27年度 ～	平成 30 年度	令和 元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
第1期事業計画対象年度 (進捗・評価)			第2期事業計画対象年度 (進捗・評価)					第3期事業計画対象年度 (進捗・評価)				
	二一ス 調査	計画 策定										
							二一ス 調査	計画 策定				

※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

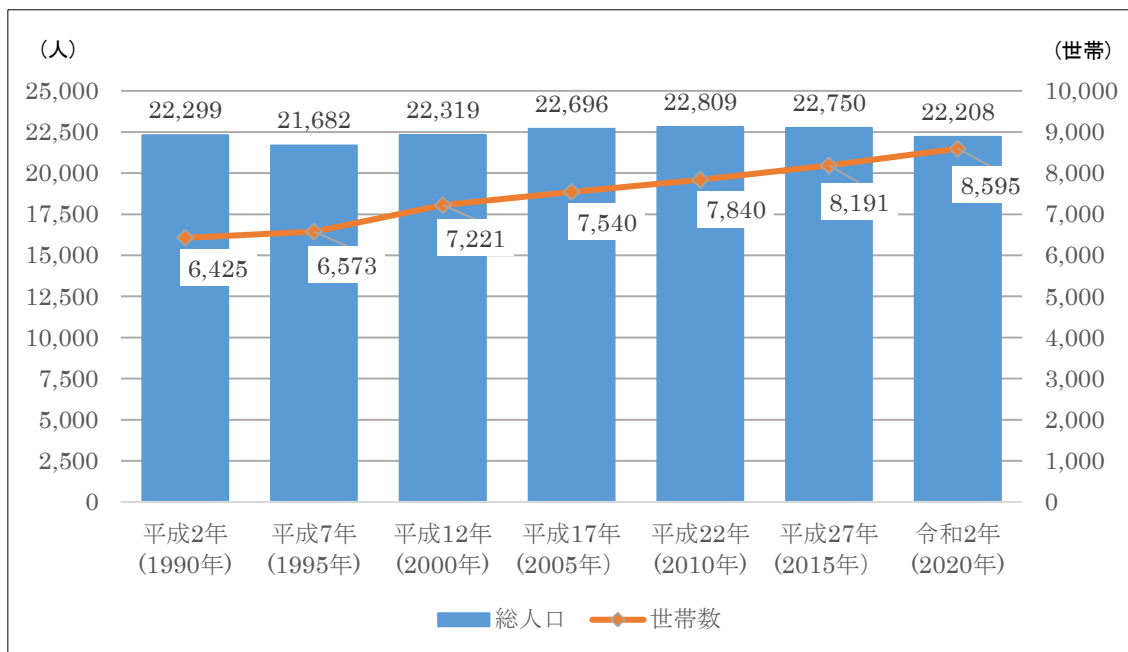
4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、有識者などからなる「笠松町子ども・子育て会議」を開催し、検討を行ったほか、町内の子育て家庭を対象に「ニーズ調査」を実施し、今後見込まれるニーズを把握し、これまでの取り組みと策定の経緯を経て本計画を策定しました。

第2章 子育て環境を取り巻く現状

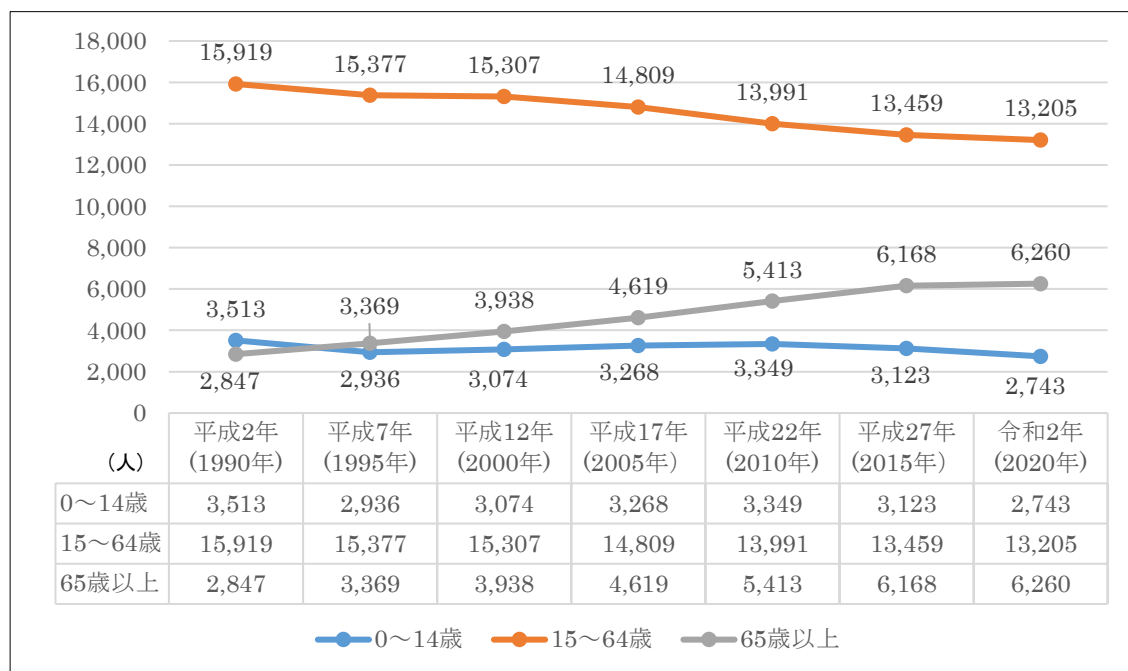
1 笠松町の人口と世帯の状況

(1) 人口の推移



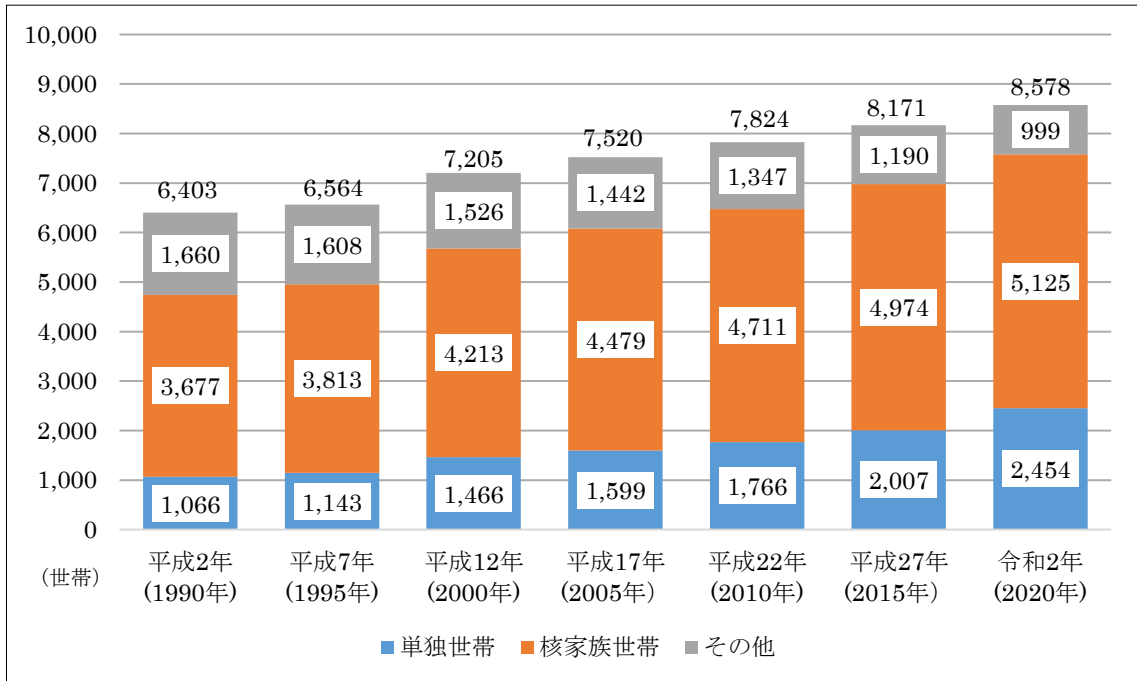
資料：総務省「国勢調査」

(2) 年齢3区分別人口の推移



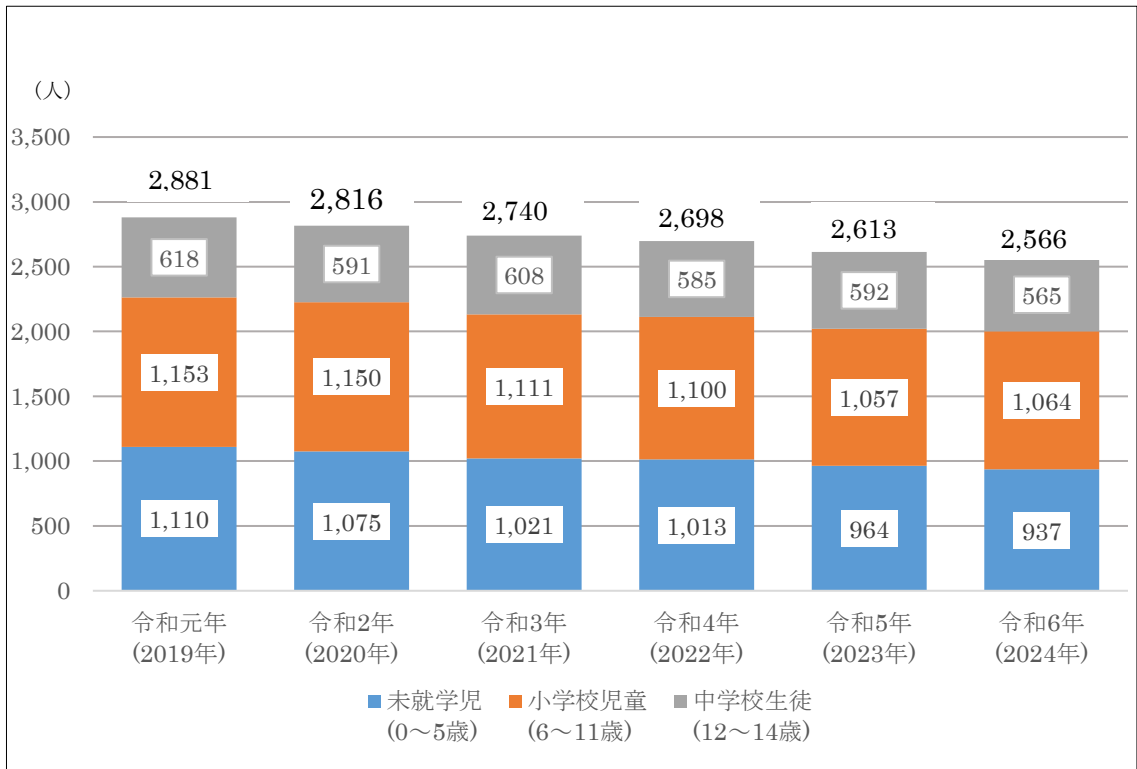
資料：総務省「国勢調査」

(3) 家族類型別一般世帯数の推移



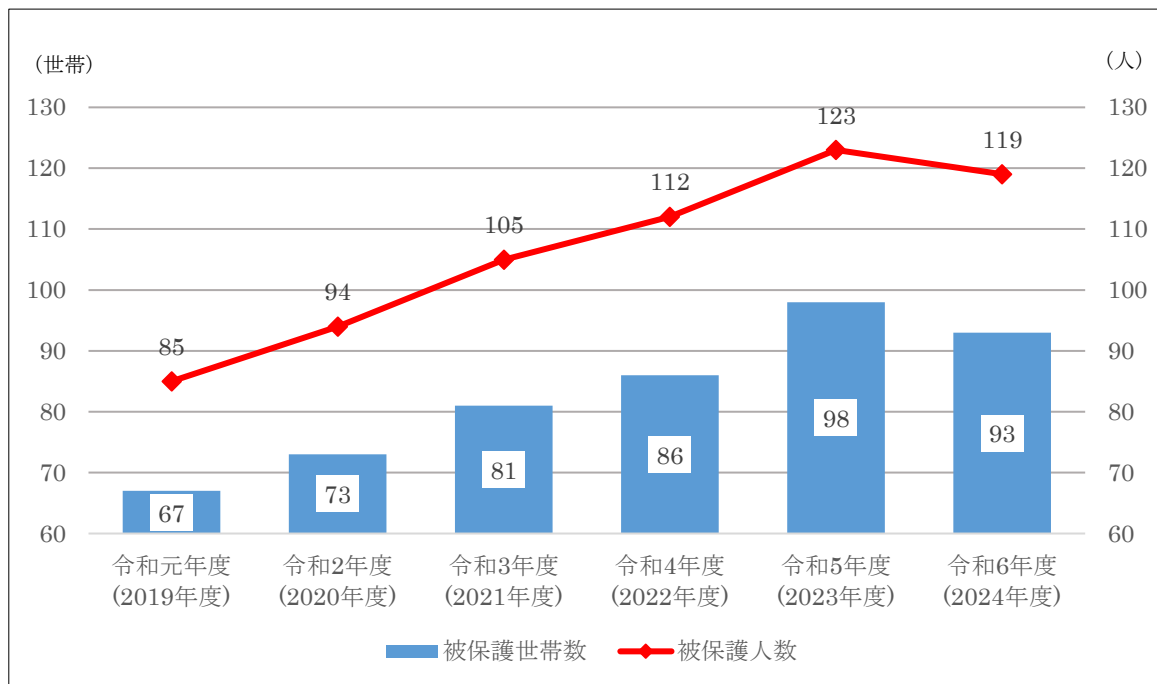
資料：総務省「国勢調査」

(4) 未就学児・小学校児童・中学校生徒の人数の推移



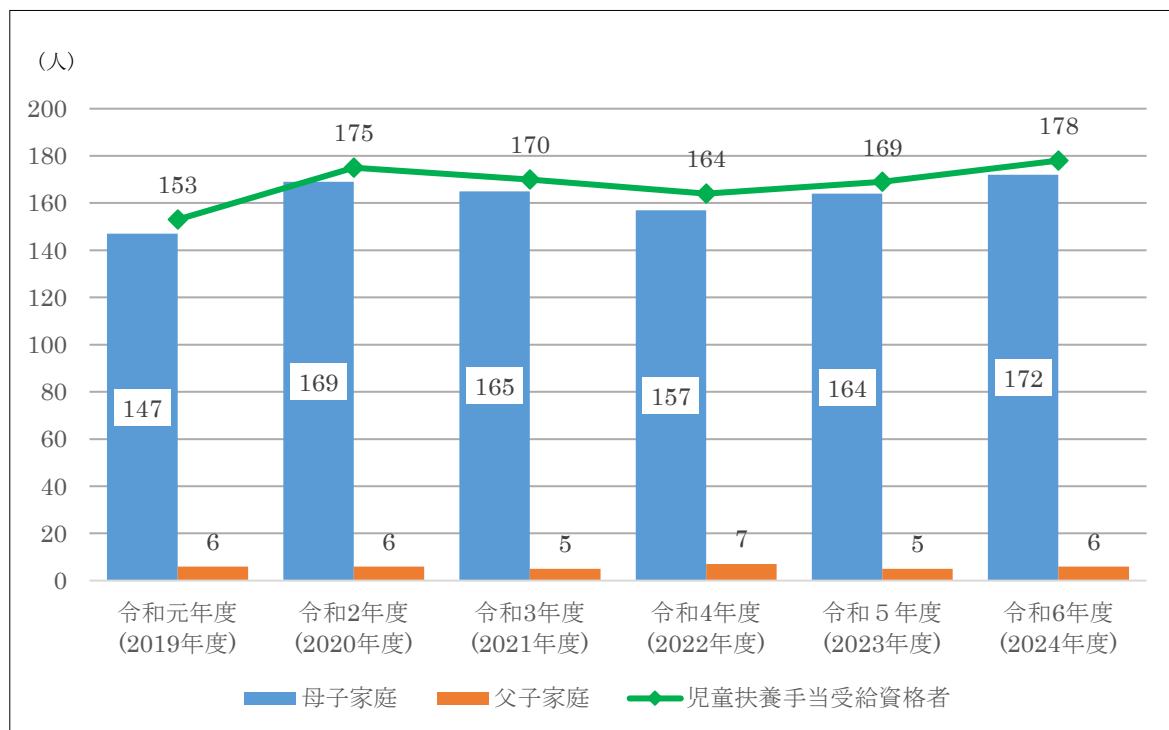
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 生活保護受給世帯と受給者数の推移



資料：岐阜県（各年度5月1日現在）

(6) 児童扶養手当受給資格者の推移



資料：岐阜県（各年度3月31日現在。ただし、令和6年度は10月31日現在）

2 令和5年の二一ズ調査結果からみられる現状

1 調査期間

令和5年11月1日から令和5年12月15日まで

2 調査対象

- ・笠松町在住の就学前児童（0歳児～5歳児）及び小学生（小学校1年生～5年生）を対象に、当該対象児童を含む世帯の児童の末子を調査客体とし、その保護者に調査票記入またはネットにて依頼
- ・小学校3年生、4年生、5年生、中学校2年生の児童生徒にタブレットまたは調査票記入にて依頼

3 調査方法

郵送による配付・回収 及び インターネット回答

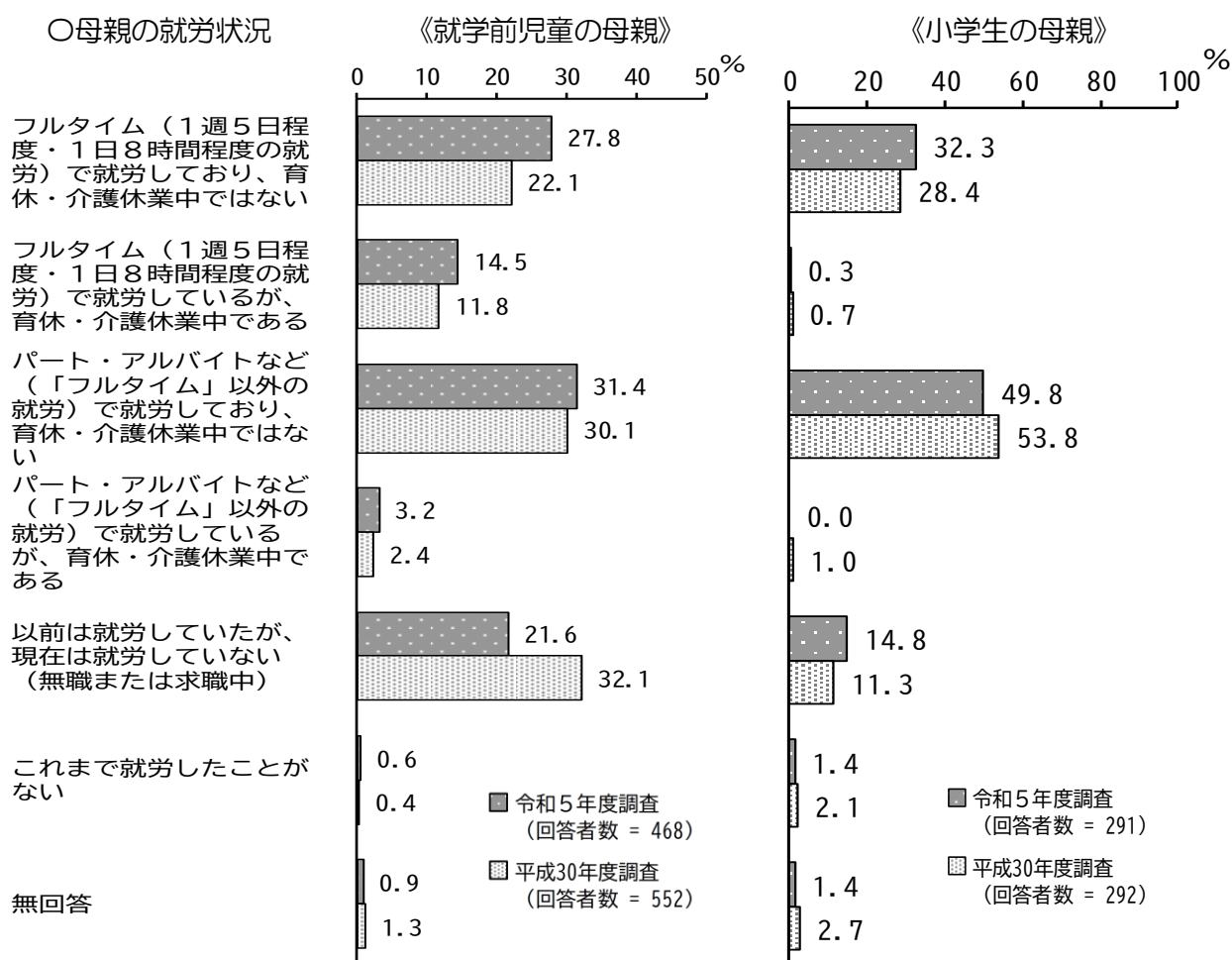
4 回収状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	776通	469通	60.4%
小学生児童保護者	470通	293通	62.3%
小中学生本人	704通	529通	75.1%

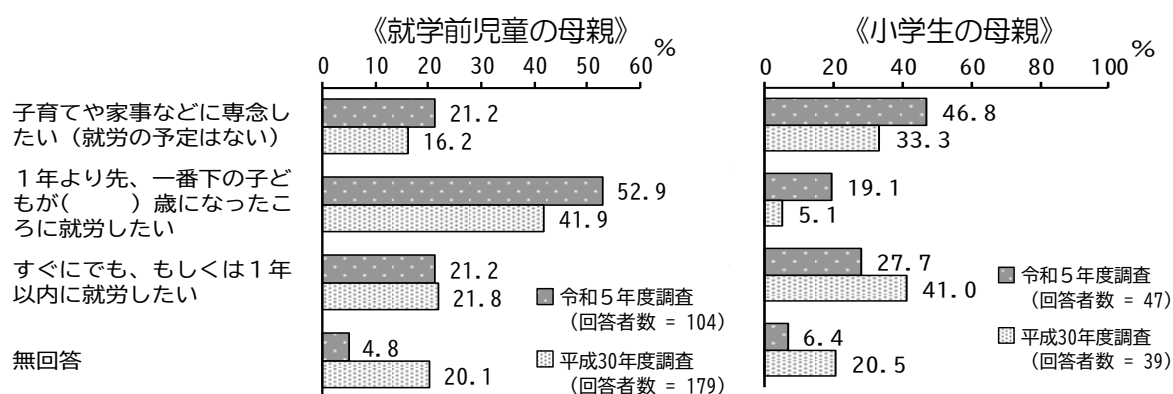
5 調査結果

◆家庭環境について

○母親の就労状況



○現在就労していない母親の就労希望

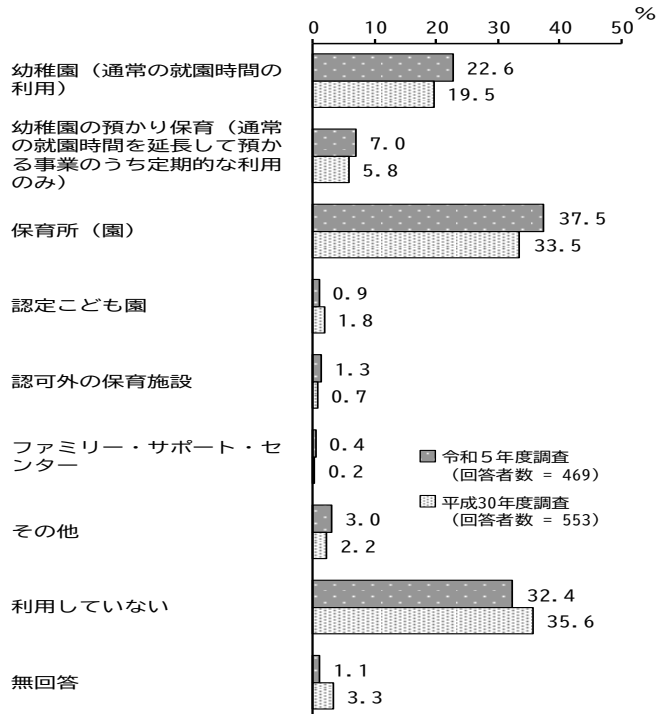


5年前に比べて、就労している母親が増えています。現在就労していない母親も、就学前児童の母親で74.1%、小学生の母親で46.8%が就労を希望しています。就学前児童保護者では「子どもが0～3歳になったころ」に就労したい母親（54.5%）が多く、小学生保護者では「12歳以上（88.9%）になったころ」が多いです。

◆子育て事業の利用状況について

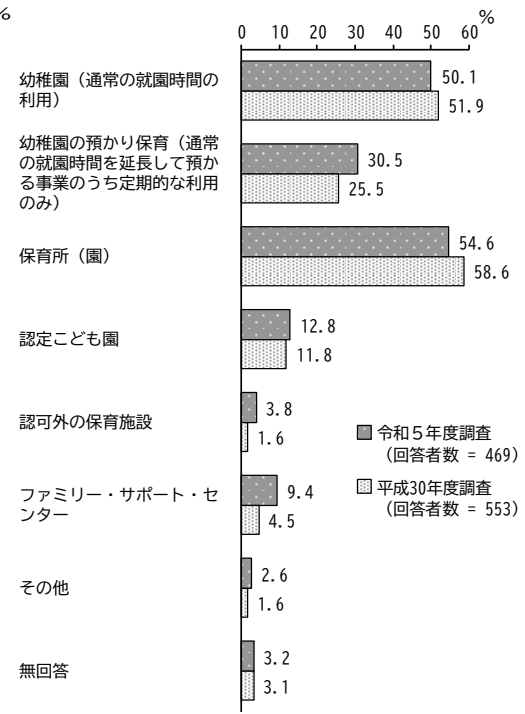
○現在利用している施設・事業〔現状〕

《就学前児童保護者》



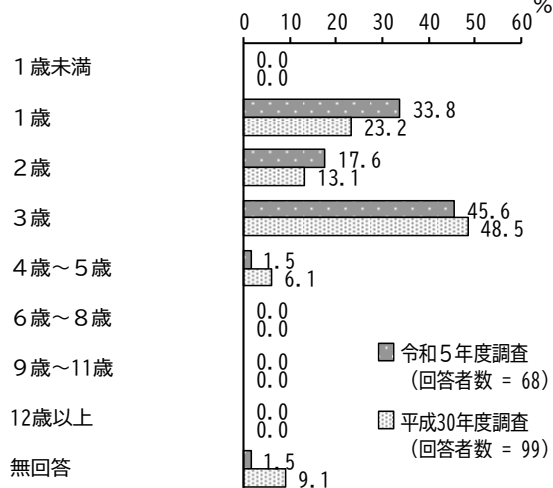
○利用したいと思う施設・事業〔希望〕

《就学前児童の母親》

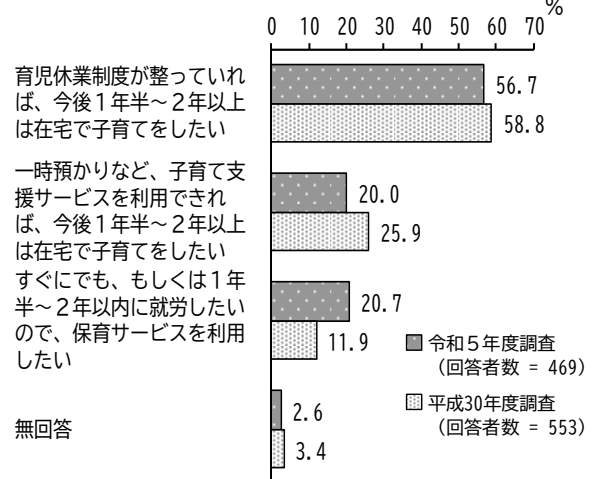


○利用希望年齢〔希望〕

《就学前児童保護者》



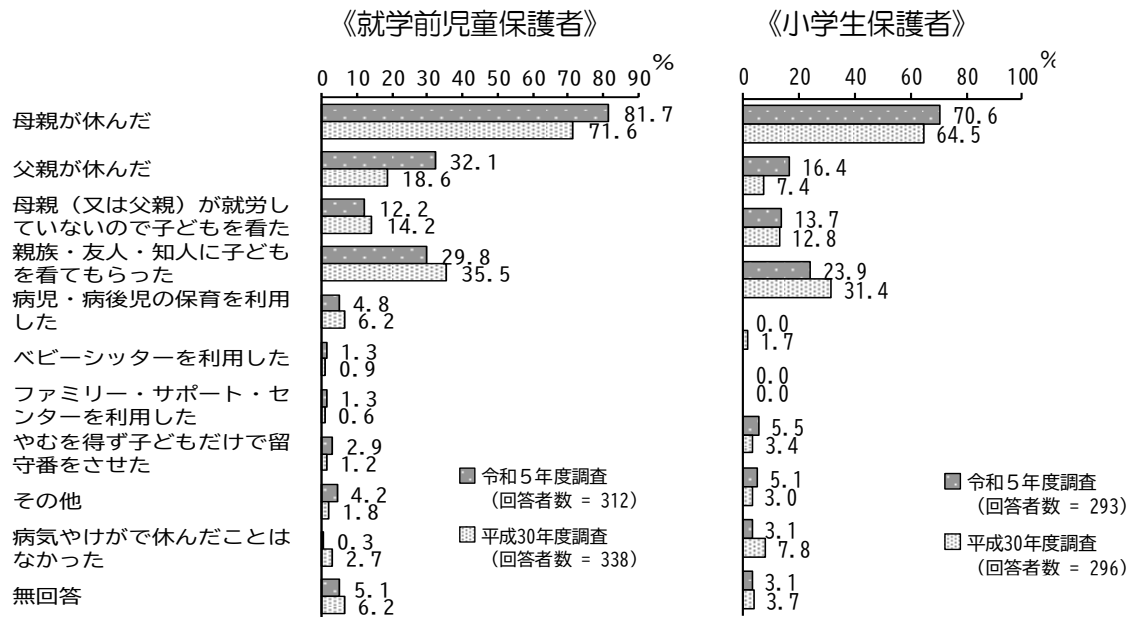
《就学前児童保護者》



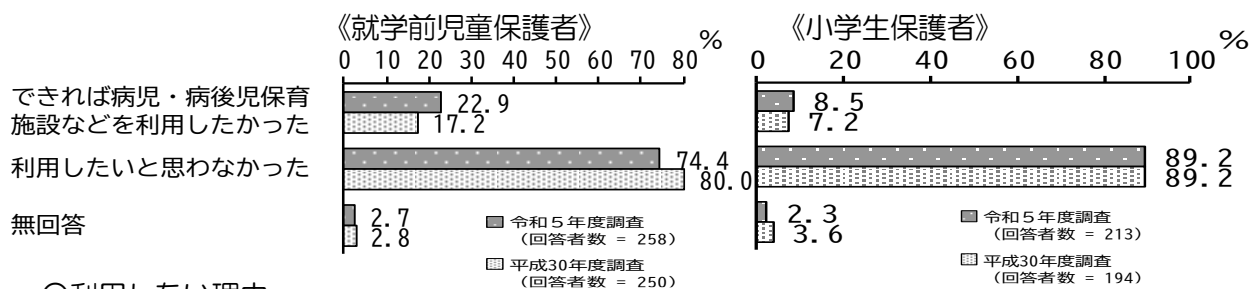
現在利用している施設は保育所（園）（37.5%）が多く、希望としては保育所（園）（54.6%）に続き、幼稚園（50.1%）も多いです。幼稚園においても預かり保育（延長保育）を利用して遅くまで預ける方が増えているようです。また、利用希望年齢は5年前より低年齢化しており、1歳からの利用希望が増え（33.8%）、「すぐにでも、もしくは1年半～2年以内」に保育サービスを利用したい方（20.7%）が増えています。

◆病気などの際の対応

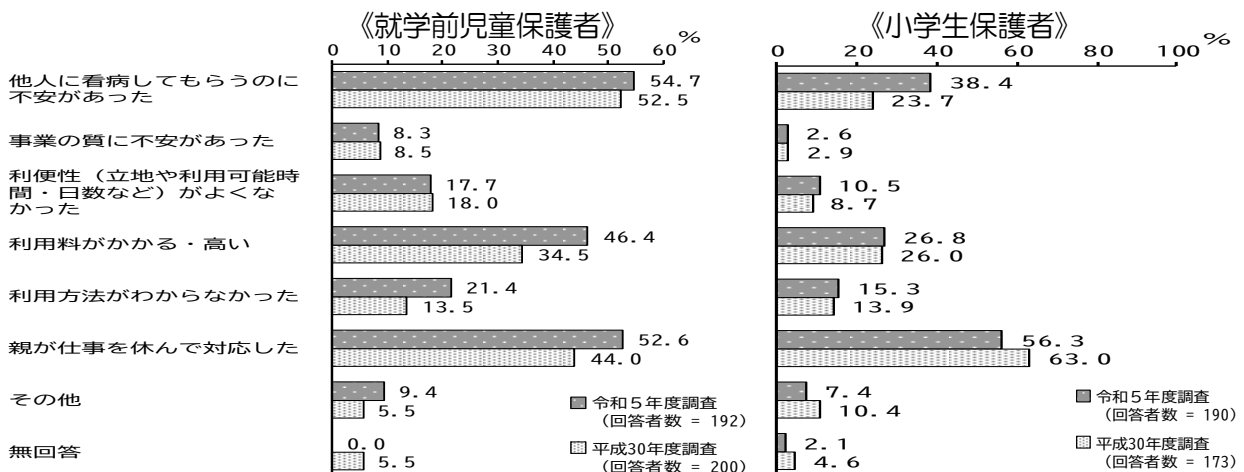
○病気やけがで休んだ時の対応



○病児・病後児保育施設の利用希望



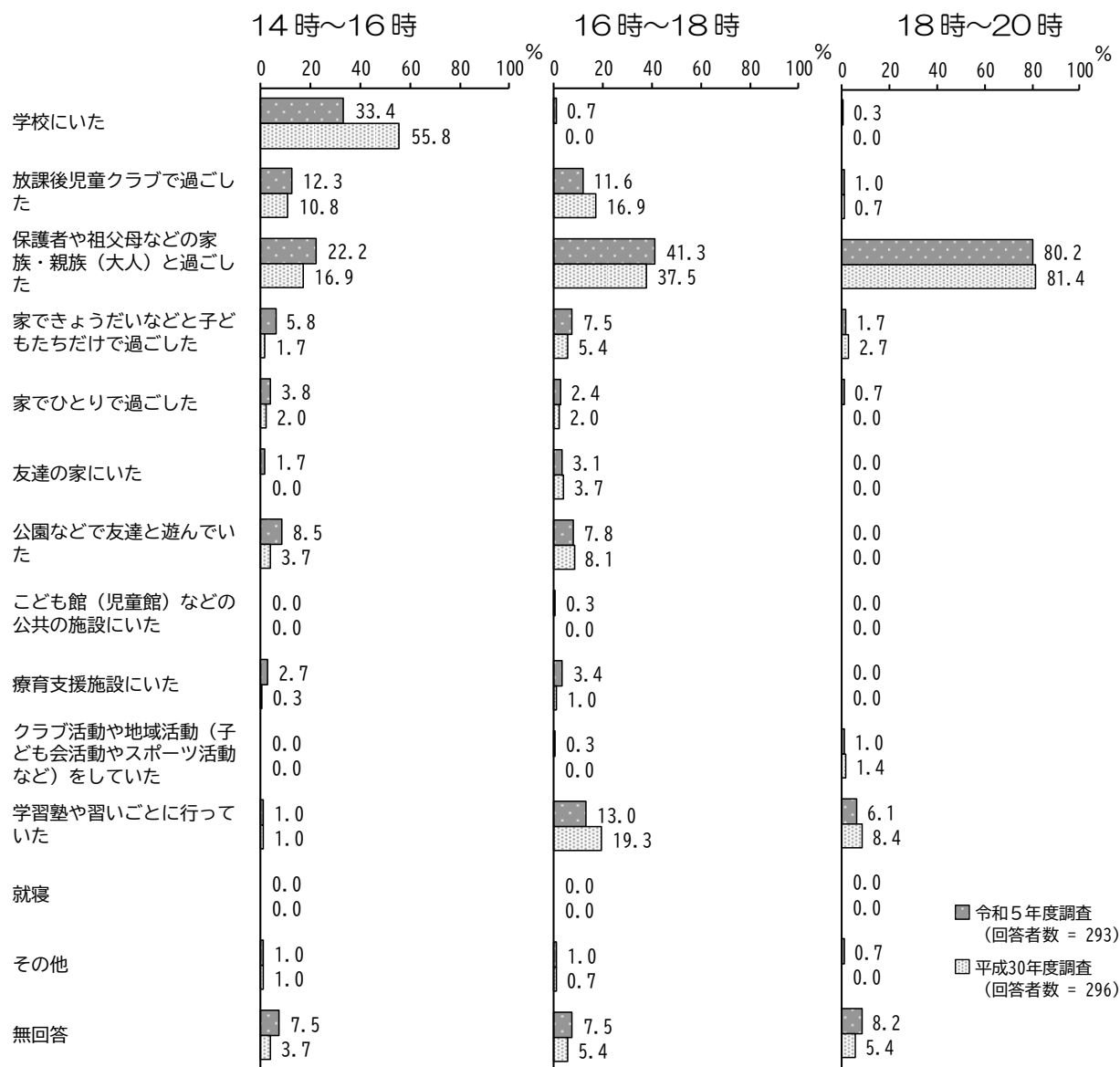
○利用しない理由



病気やけがなどの際は、他人に預けることに不安を感じる方が多く、母親か父親が仕事を休んで対応することが多いのが現状です。

利用希望は5年前と比べて増えています（就学前児童保護者 22.9%、小学生保護者 8.5%）。

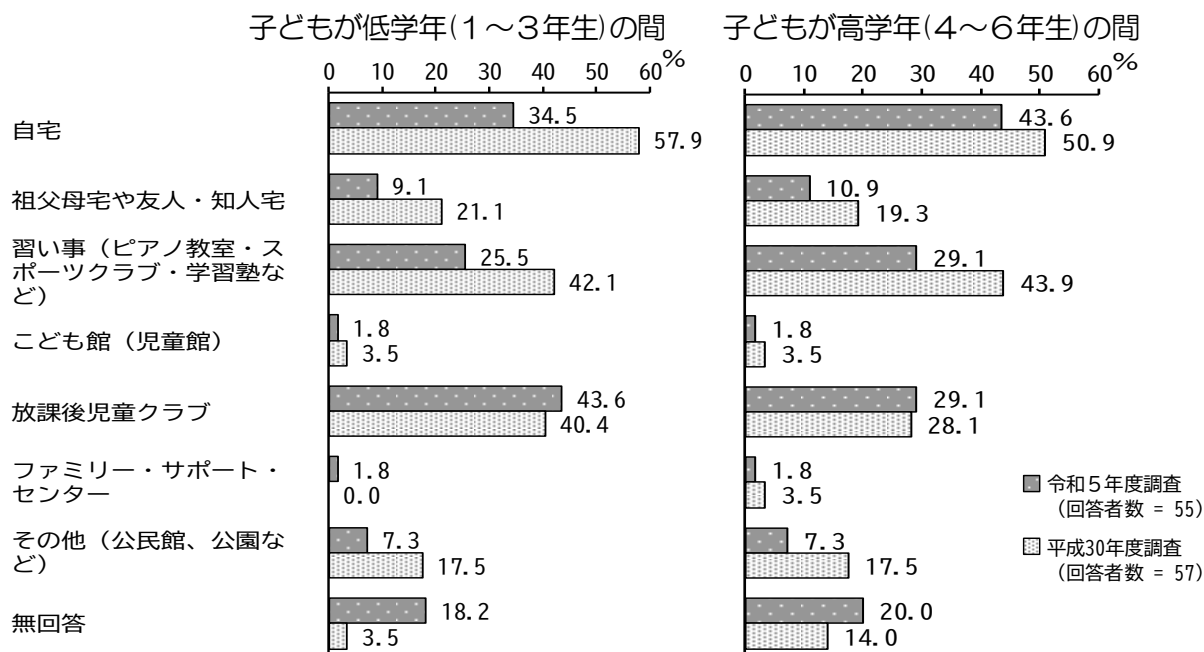
◆放課後の過ごし方
○放課後の居場所
《小学生保護者》



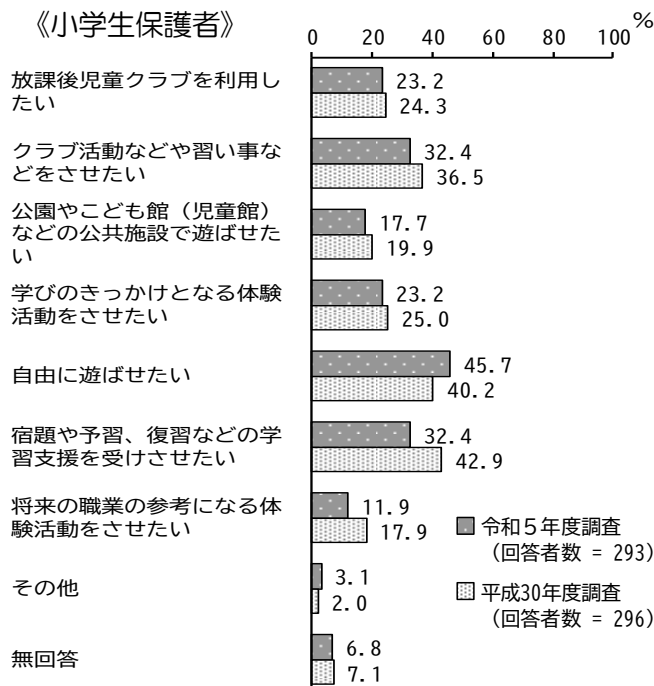
自宅や祖父母の家で家族と一緒に過ごす児童が多く、5年前よりその割合は増えています。
放課後児童クラブの利用は18時頃まで11.6%の利用があります。
学習塾や習いごとは、5年前より減少しています。

○放課後の過ごし方の希望

《就学前児童保護者(5歳以上)》



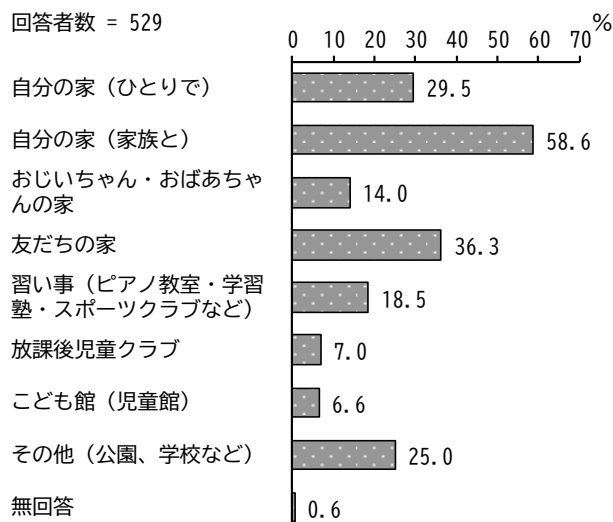
《小学生保護者》



○放課後を過ごしたい場所

《小中学生》

回答者数 = 529



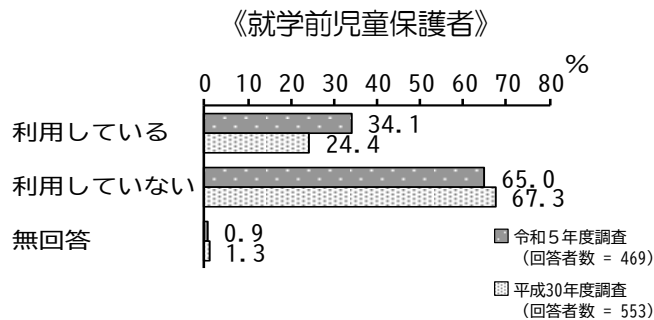
就学前児童保護者に対する調査では、放課後児童クラブで過ごすことを希望する保護者(子どもが低学年 43.6%、子どもが高学年 29.1%)が多く、5年前と比べても、自宅や習い事が減少する中、学年問わず増加しています。

小学生保護者になると、放課後児童クラブや習い事より、「自由に遊ばせたい」という意見が最も多くなっています(45.7%)。

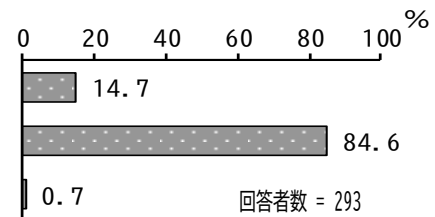
一方、小中学生自身は、自分の家や友達の家で、家族・友達と、または一人で過ごしたいという希望が多いです。

◆こども館の利用

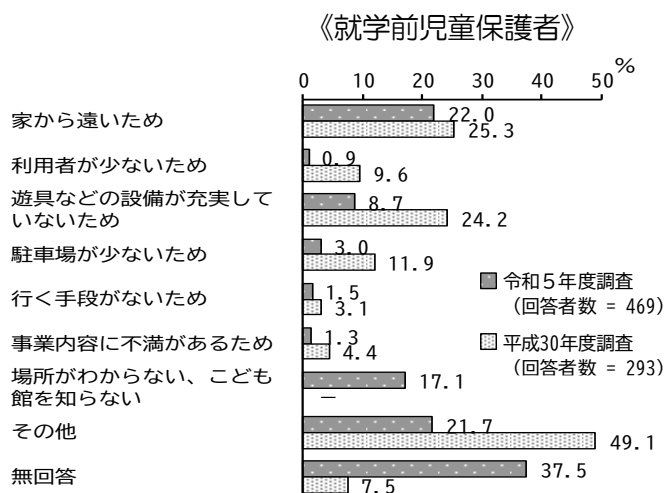
○こども館を利用しているか



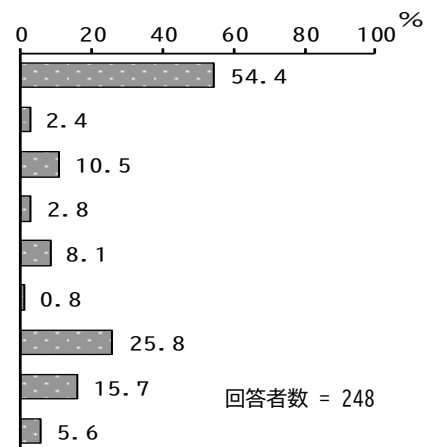
《小学生保護者》



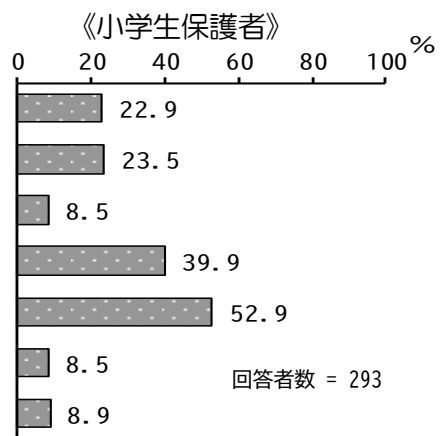
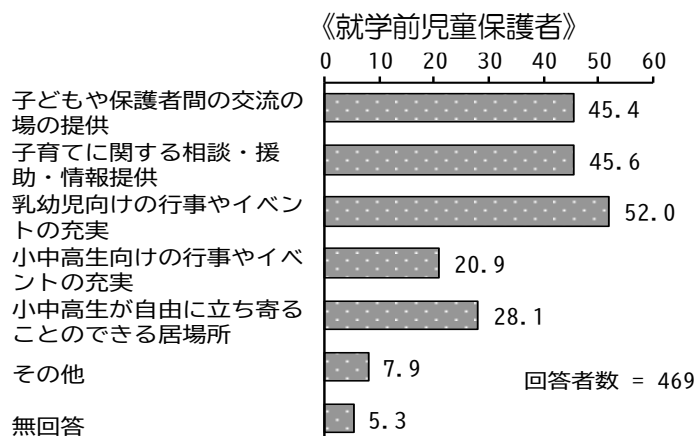
○利用していない理由



《小学生保護者》



○こども館に望むこと

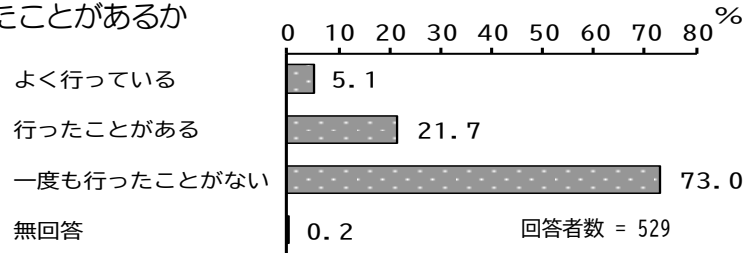


新こども館が開館し利用者は増えてきましたが、家から遠いなどの理由（就学前児童保護者 22.0%、小学生保護者 54.4%）で利用していない方が多いようです。

就学前児童保護者にとっては、親子の交流や相談の場（45.4%）として、小学生保護者にとっては、小中高生の居場所（52.9%）としての役割が望まれています。

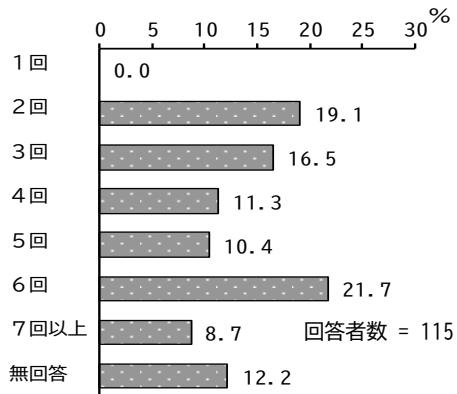
《小中学生》

○こども館に行ったことがあるか



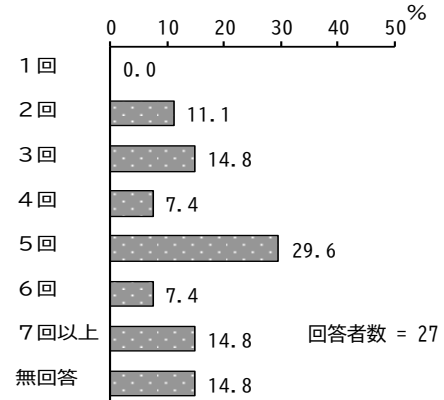
○行ったことがある人⇒

行ったことがある回数



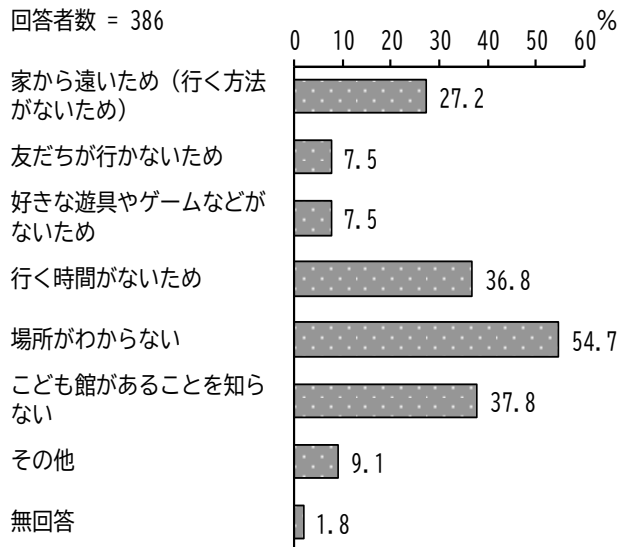
○よく行っている人 ⇒

1か月あたりの利用回数



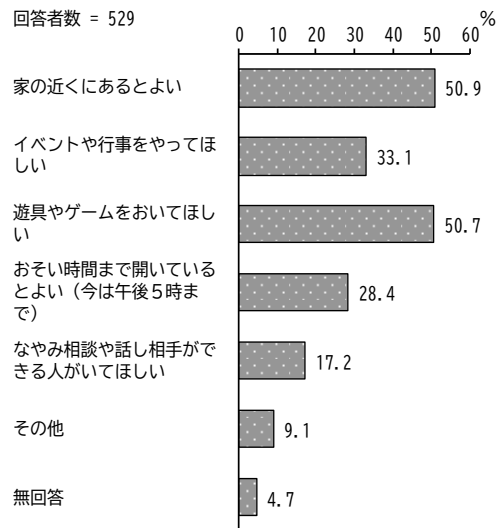
○利用していない理由

回答者数 = 386



○こども館に望むこと

回答者数 = 529

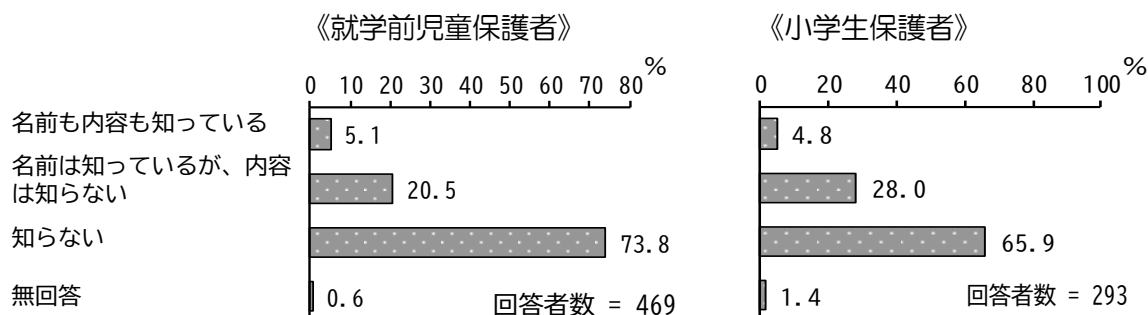


73.0%の児童が一度も行ったことがなく、場所がわからない（54.7%）、知らない（37.8%）という理由が多いです。

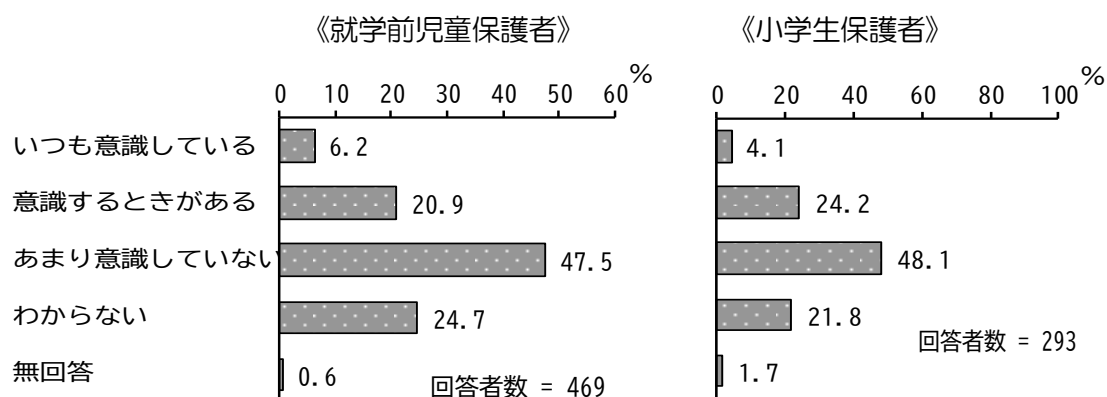
一方で、よく行っていると答えた児童の中には月5回や7回以上の利用もあり、定期的に利用している児童もいるようです。

◆子どもの権利に関する条例

○子どもの権利条例を知っているか

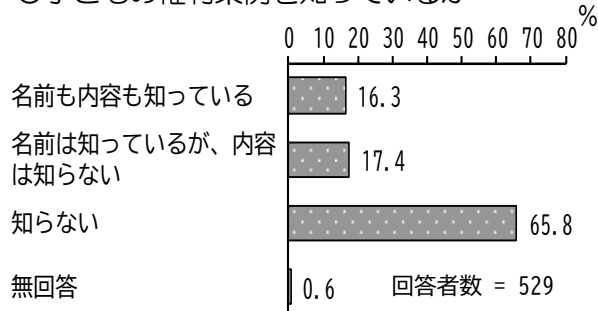


○「子どもの権利」を意識することはあるか

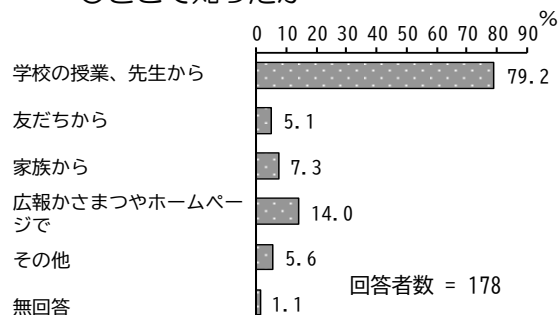


《小中学生》

○子どもの権利条例を知っているか



○どこで知ったか

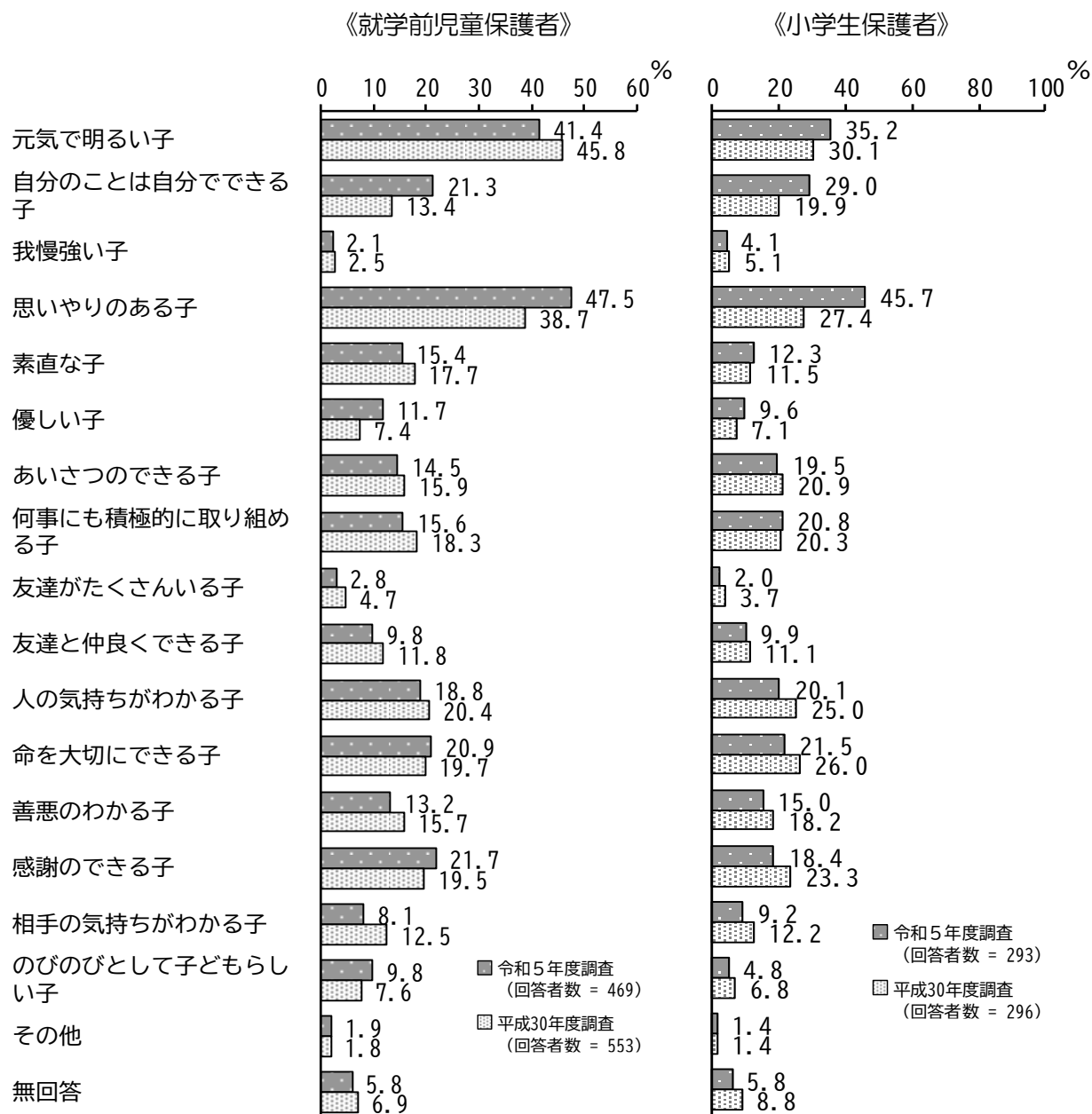


子どもの権利に関する条例を知らない方が多く（就学前児童保護者 73.8%、小学生保護者 65.9%）、日常生活でもあまり意識していない（就学前児童保護者 47.5%、小学生保護者 48.1%）との回答が多い現状でした。

小中学生においても、学校の授業等で知っている児童もいますが、名前のみ又は名前も内容を知っている人は 33.7%でした。

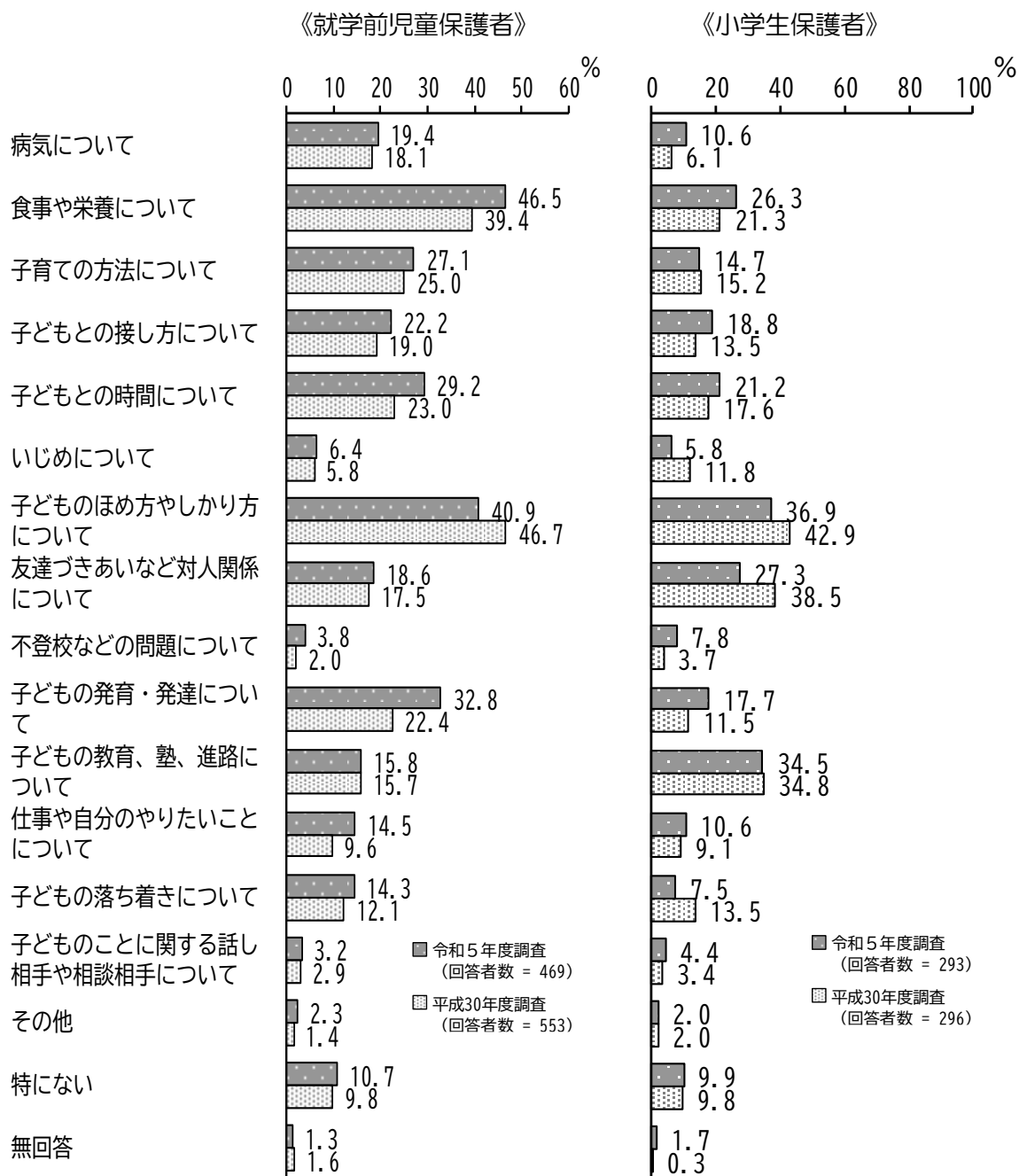
◆子育てに対する考え方

○子どもに望むこと



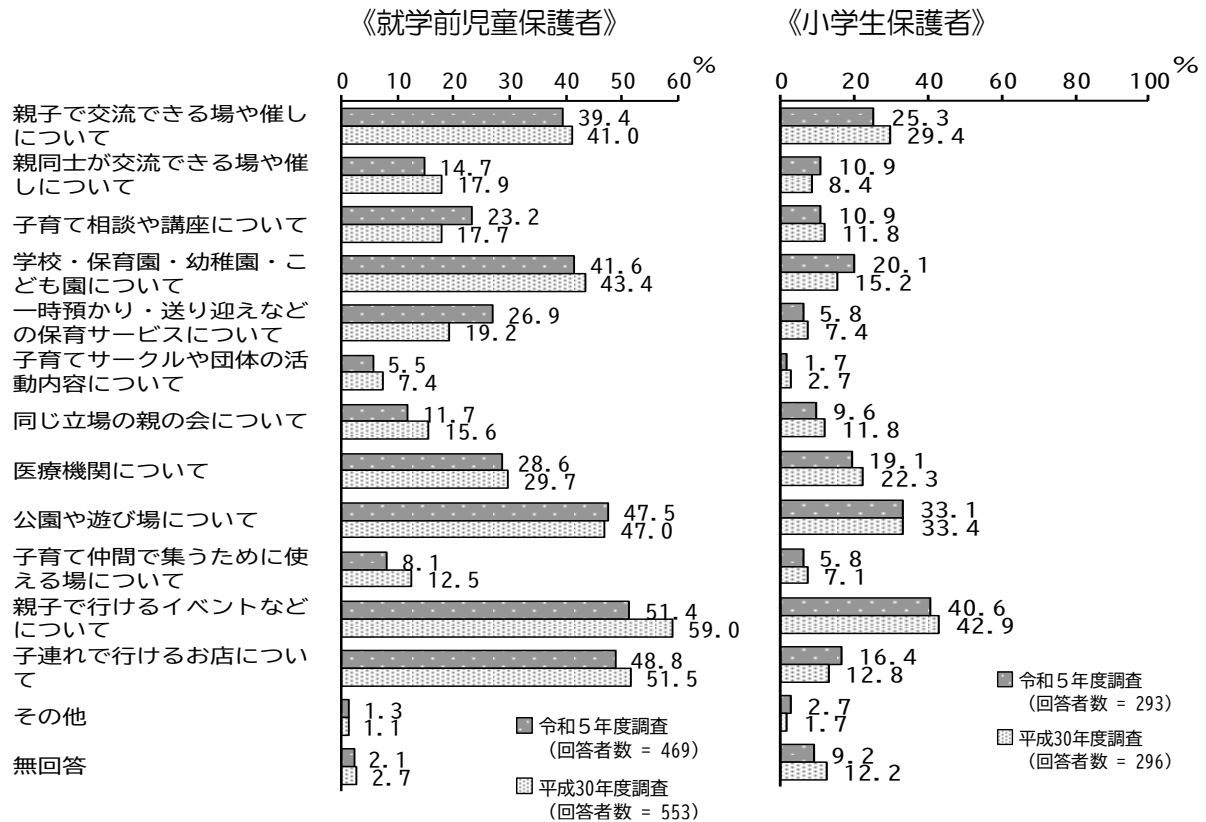
就学前児童保護者、小学生保護者共に、「思いやりのある子（就学前児童保護者 47.5%、小学生保護者 45.7%）」が一番多く、5年前よりさらに高い割合です。続いて、「元気で明るい子（就学前児童保護者 41.4%、小学生保護者 35.2%）」「自分のことは自分でできる子（就学前児童保護者 21.3%、小学生保護者 29.0%）」などが多くなっています。一方「我慢強い子（就学前児童保護者 2.1%、小学生保護者 4.1%）」は少なく、明るくのびのびと思いやりのある子に育ててほしいという願いが感じられます。

○育児に関する悩み

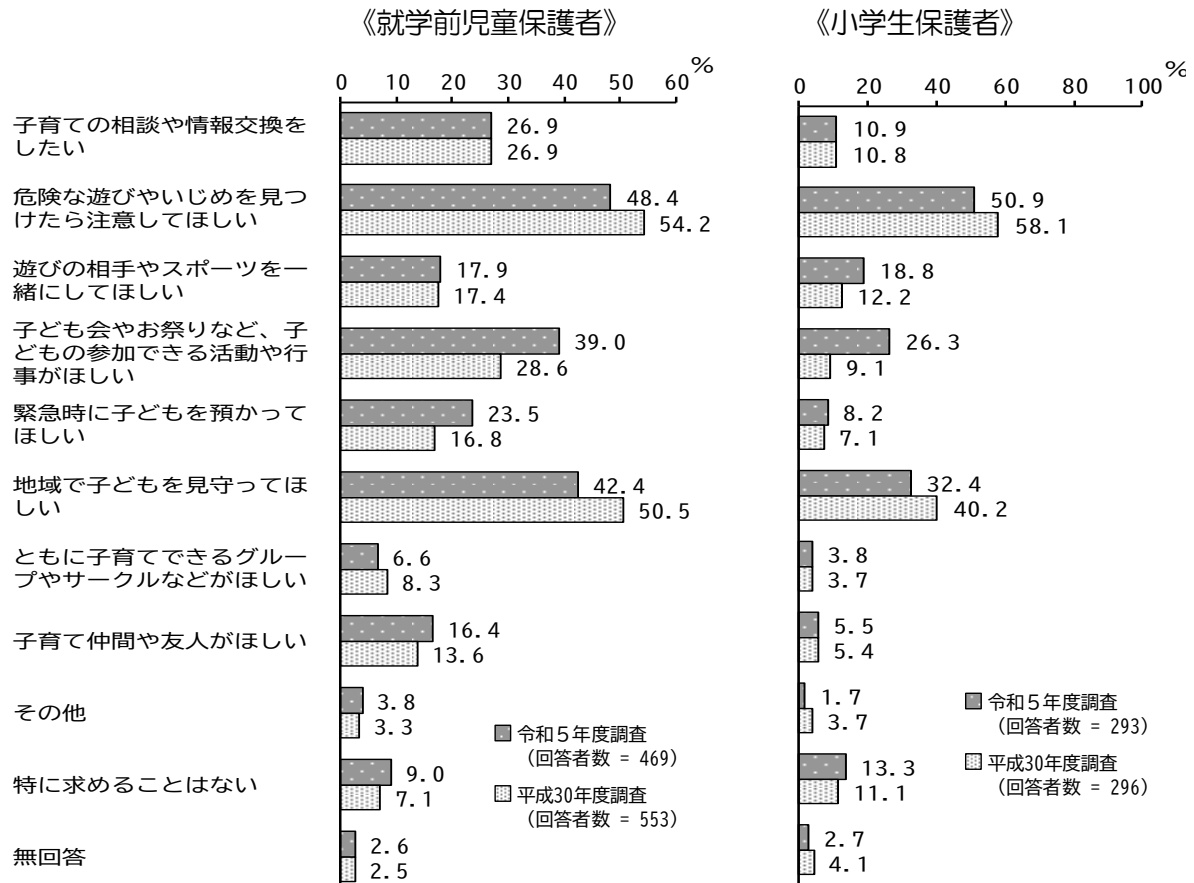


就学前児童保護者では「食事や栄養について（46.5%）」「発育・発達について（32.8%）」など子どもの成長に関わる悩みが多く、小学生保護者では「塾や進路について（34.5%）」などの悩みも増えてきます。どちらも共通して「ほめ方やしかり方（就学前児童保護者 40.9%、小学生保護者 36.9%）」は多く、子どもとの関わり方に悩む現状が表れています。

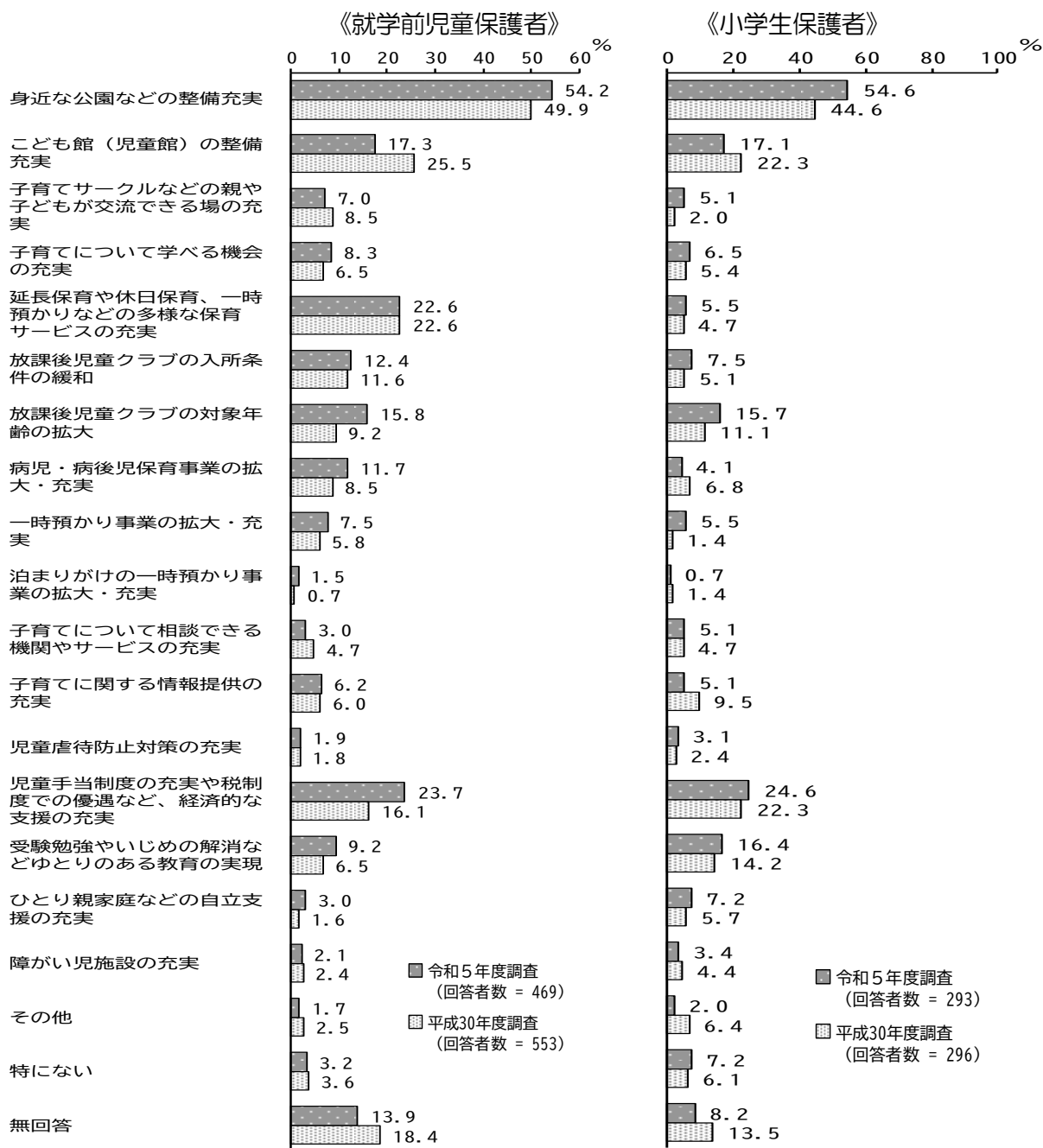
○子育てに関し知りたい情報



○地域に求めること



〇町に期待すること



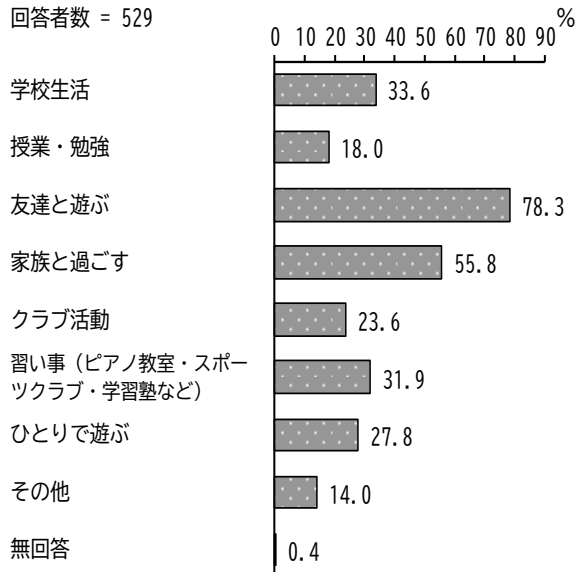
「身近な公園などの整備（就学前児童保護者 54.2%、小学生保護者 54.6%）」「経済的な支援の充実（就学前児童保護者 23.7%、小学生保護者 24.6%）」が多く、「児童クラブの拡大（就学前児童保護者 15.8%、小学生保護者 15.7%）」など児童クラブの対象年齢や入所条件についても関心が高いです。就学前児童保護者は「保育サービスの充実（22.6%）」、小学生保護者は「いじめの解消などのゆとりのある教育（16.4%）」を望む声も多いです。

今回提示された設問以外にも自由記載欄において、子育てに関する悩みや願いなど多岐にわたる意見が綴られており、町や行政に対する切実な思いが感じられました。これらのひとつひとつを参考にしながら、子育てサービスのより一層の充実に努めていきます。

《小中学生》

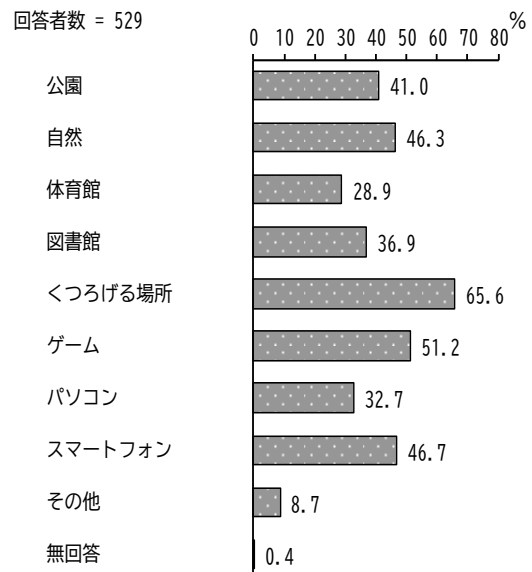
○好きなことや楽しいと思うこと

回答者数 = 529



○あったらいいと思うもの

回答者数 = 529

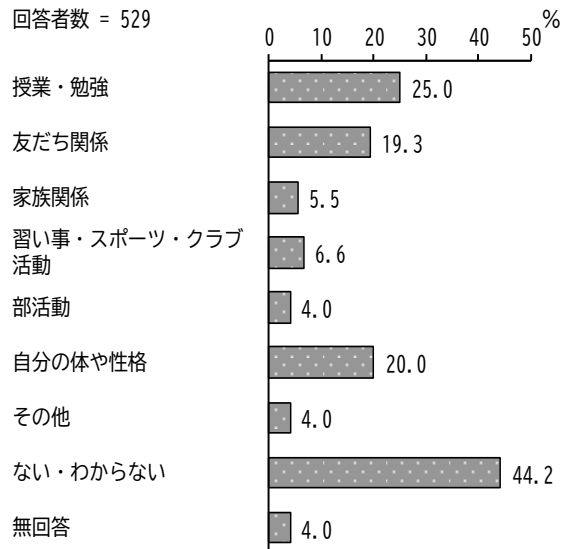


「友達と遊ぶ（78.3%）」「家族と過ごす（55.8%）」など誰かと一緒に過ごすことが好きな児童が多い一方、「ひとりで遊ぶ（27.8%）」と回答した児童も一定数あります。

望むものについては、「ゲーム（51.2%）」「スマートフォン（46.7%）」をおさえて「くつろげる場所（65.6%）」が一番多いです。

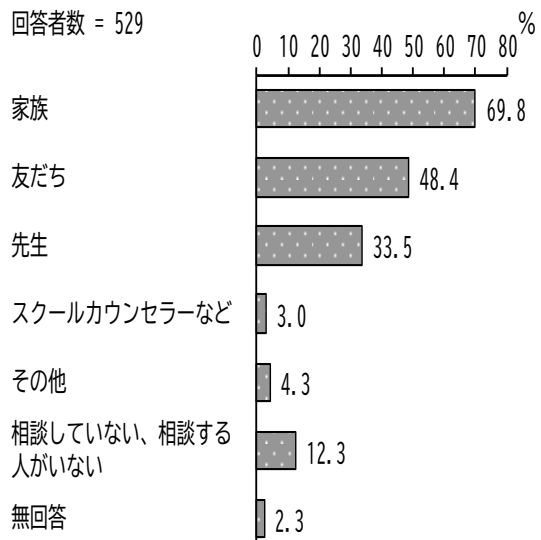
○困っていること、悩んでいること

回答者数 = 529



○悩みを相談する人

回答者数 = 529



悩みについては「ない・わからない（44.2%）」が一番でした。悩みがある児童において、その内容は「授業・勉強（25.0%）」「友達関係（19.3%）」「自分の体や性格（20.0%）」が多いようです。その悩みを「家族（69.8%）」「友達（48.4%）」に相談している人が多いですが、「相談していない、相談する人がいない（12.3%）」児童もいるようです。

第3章 計画の基本的な考え方

○ 笠松町次世代育成支援地域行動計画

～ とともに育ち、ともに育てるまち かさまつ ～

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、家庭、企業、地域社会において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行うという考え方を核としており、少子化社会において健やかな育児環境、青少年の成育環境となる温かい地域社会を住民協働で築くことを目指しています。

○ 子ども・子育て支援法の基本理念

○子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

○子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

○ 子ども・子育て支援の基本指針

○「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

○すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

1 基本理念

笠松町子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもは未来の担い手であり、笠松町の夢をたくす宝です。

すべての子どもが心豊かに育ち、保護者が日々喜びと生きがいを持って子育てできる町づくりを目指すため、地域全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、支援を進める環境・風土づくりに努めることは重要な課題です。

笠松町次世代育成支援地域行動計画を具現するため、笠松町子ども・子育て支援事業計画に反映します。

そのため、住民すべての合言葉として目指す姿を次のように掲げます。

笠松町子ども・子育て支援事業の目指す姿

「すべての子どもが健やかに育ち、みんなで子育てをすすめるまち かさまつ」

2 基本的な視点

子ども・子育て支援事業計画における基本理念を踏まえ、目指す姿を具現するために、子育て支援事業を実施していく上での基本的な視点を次のように掲げました。

- (1) 一人ひとりの子どもの人権を尊重する視点
- (2) 次世代の親を育成する視点
- (3) 結婚・妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援する視点
- (4) すべての子どもと子育て家庭を支援する視点
- (5) 仕事と生活の調和を実現する視点
- (6) 地域全体で子育てを支援する視点

3 基本目標

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わりつつある現在、地域全体で子ども・子育て支援を行い、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた「笠松町次世代育成支援地域行動計画」「笠松町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、先の基本理念の実現のために、次の5つを基本目標とし、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子育て支援施策・事業を展開し魅力あるまちづくりに向けて取り組んでいきます。

(1) 地域における子どもや子育て家庭への支援

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となってさまざまな子育て支援の取り組みを推進します。

すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(2) 子どもと親の心と体の健康づくり

安心して子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠・出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育・発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりに努めます。また、家庭、保育所（園）・幼稚園・学校など、地域が一体となって子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みに努めます。

(4) 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

近年、大きな問題とされている児童虐待に対し、迅速かつ適切な対応により、子どもの人権を守り、子どもの心身の成長や人格形成にとって良好な環境の保持に努めるとともに、子育てをしている保護者が不安やストレスを抱えることなく安心して育児ができるよう支援していきます。

また、増加の傾向にある発達障がいやその周辺領域の子どもたちを含め、すべての障がいのある児童に対しては、その自立に向け、乳幼児期からの早期発見、早期療育に努めるべく、多様なニーズに応じた相談・支援体制の充実に努めます。

(5) 子育てと仕事の両立への支援

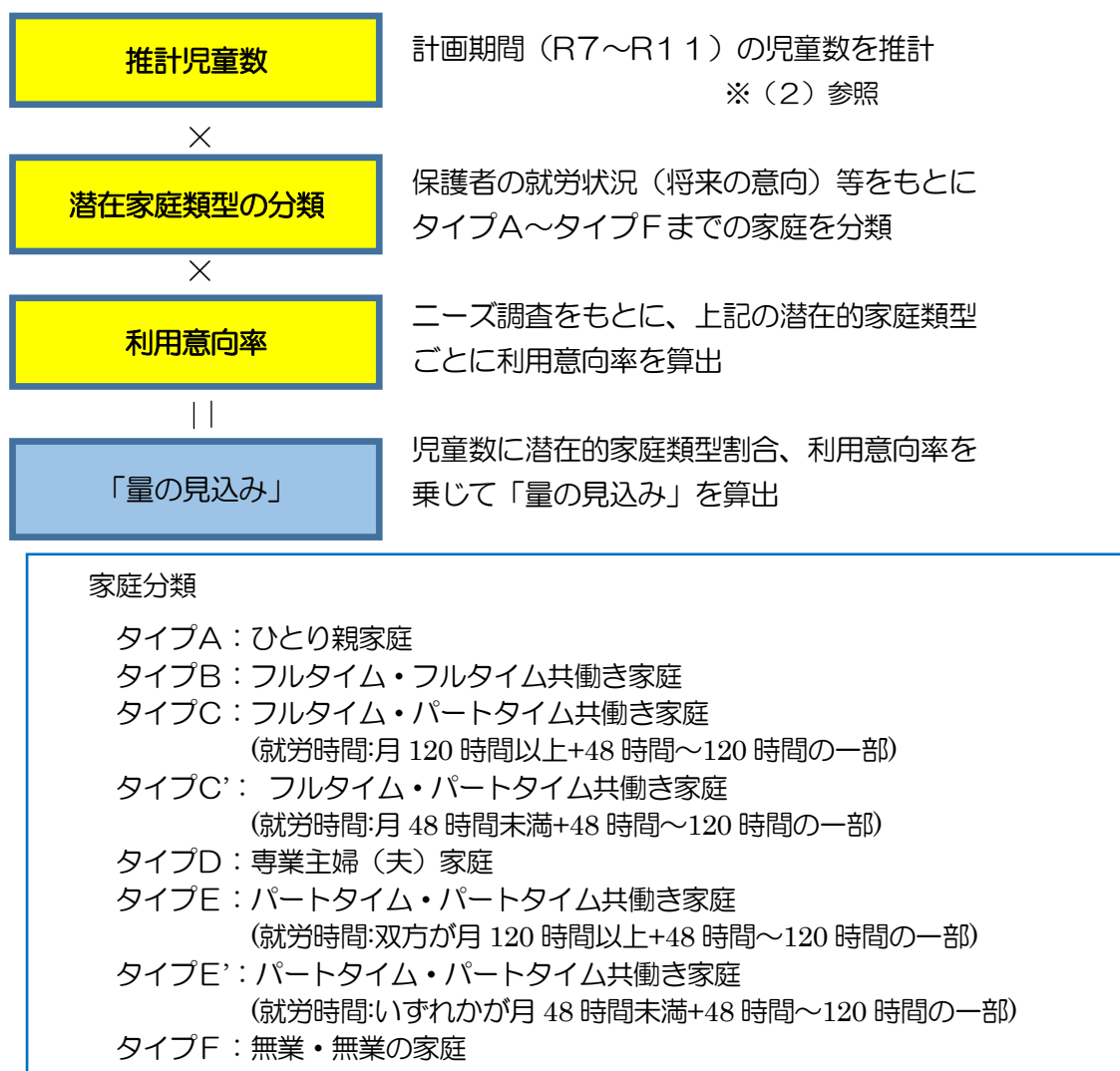
働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりに配慮するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方の支援に努めます。

4 計画の策定手法

(1) 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業（19事業）」については、就学前児童および就学児の保護者を対象者としたニーズ調査結果をもとに「量の見込み」を推定し、その確保方策及び実施時期を設定します。「量の見込み」は、ニーズ調査結果から国の手引きに沿って算出した数値を参考に、町の実態や特性に応じて補正を行い算出したものです。

＜国が示す量の見込みの算出方法＞



(2) 推計児童数

本計画における「量の見込み」を策定する際の推計児童数は、令和元年から令和5年3月末の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法により、下記のとおり算出しています。

(単位：人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	150	146	143	141	139
1歳	152	150	146	143	141
2歳	134	146	144	140	137
3歳	158	128	140	139	135
4歳	149	153	124	136	135
5歳	150	150	154	125	137
6歳	162	149	148	152	124
7歳	174	162	149	148	152
8歳	168	174	162	149	148
9歳	170	170	175	163	151
10歳	179	169	169	174	162
11歳	176	179	169	169	174

(3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備の状況、幼児期から小学校教育への連携など総合的に勘案して、提供区域を設定し方策を検討します。

町の現状として、自家用車の使用により移動範囲が広いことや、自宅付近以外に通勤途上や勤務地近くの施設を希望する場合もあることから、本計画における提供区域の設定は以下のとおりとします。

ア 教育・保育提供区域

町内全域を1区域とする。

イ 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育事業の提供区域と合わせ、町内全域を提供区域の基本とする。

(4) 量の見込みの算出を行う項目

第4章該当事業

◆教育・保育

教育・保育施設利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1-1

◆地域子ども・子育て支援事業（19事業）

時間外保育事業（延長保育）・・・・・・・・・・1-1-2

地域子育て支援拠点事業（こども館）・・・・・・・・1-2-1

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）・・・1-2-3

一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

（保育所による一時預かり）・・・・・・・・1-2-4

病児・病後児保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-5

子育て短期支援事業（ショートステイ）・・・・・・・・1-2-6

利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-7

子育て世帯訪問支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・1-2-8

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）・・・・1-2-9

実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・1-2-10

多様な主体の参入を促進するための事業・・・・・・・・1-2-11

児童育成支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-5

親子関係形成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・1-3-6

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・1-4-2

妊婦健康診査・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-3

産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-6

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）・・・・2-1-16

養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1-17

妊婦等包括相談支援事業・・・・・・・・・・・・2-1-18

以上の事業は第4章において☆印を表示しています

5 教育・保育の一体的提供および教育・保育の推進に関する

体制の確保

(1) 質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性などに係る基本的な考え方

すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手の育成につながるものであり、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

特に幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要であり、また、乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

(2) 具体的な推進方策

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

現在、町内には認定こども園がなく、住民ニーズも保育所（園）や幼稚園と比べて高くない状況です。しかし、認定こども園は、保育所（園）と幼稚園の機能を併せもち、保護者の就労状況およびその変化などによらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることから、保育所（園）・幼稚園設置者に対し、認定こども園に関する情報提供を適宜行うとともに、移行の希望がある場合には、設置者の意向を最大限に尊重し、相談支援などを行います。

2) 保育士と幼稚園教諭の合同研修

県や教育委員会が実施する研修会などについて、保育所（園）・幼稚園・認定こども園すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、保育所（園）と幼稚園の交流を推進します。

3) 教育・保育施設および地域型保育事業の相互連携

「笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、保育所（園）・幼稚園・認定こども園と地域型保育事業者との契約などの締結を求め、両者との適切な連携を担保します。

4) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園と小・中学校との連携

保育所（園）・幼稚園・認定こども園と小・中学校との連携、交流を推進するため、連携・交流事例に関する情報提供や連携を図るための環境を整えます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」（新制度未移行幼稚園利用料、認可外保育施設利用料、幼稚園の預かり保育利用料などが対象）の実施にあたり、保護者や施設の負担を最小限に抑えながら、公正かつ適正に進めるため、次のことに留意します。

- 1) 保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、利用料償還払いを3か月に1回程度の給付申請にて進めます。
- 2) 特定子ども・子育て支援施設等の資金繰りに支障を来す事の無いよう、給付の時期に配慮します。
- 3) 預かり保育事業や認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、施設等との連携・協力により過誤請求・支払いの防止に努めます。
- 4) 特定子ども・子育て支援施設等に対する事務の執行や権限の行使について、県への情報提供・協力要請等の連携に努めます。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開

○ 事業体系

基本理念をもとに設定した5つの基本目標を実現するため、これまでの次世代育成支援地域行動計画を引き継ぐ基本施策を位置づけ、それぞれに具体的な事業を展開します。

基本目標		基本施策	
目指す姿 ↓ すべての子どもが健やかに育ち、 みんなで子育てをすすめるまち かさまつ	地域における子どもや子育て家庭への支援	1	教育・保育サービスの充実
		2	地域における子育て支援サービスの充実
		3	相談支援体制の充実
		4	子どもの健全育成
	子どもと親の心と体の健康づくり	1	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
		2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		3	食育の推進
		4	小児医療の充実
	子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備	1	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		2	家庭や地域の教育力の向上
		3	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		4	良好な居住環境の確保
	配慮を必要とする子どもと家庭への支援	1	児童虐待等の防止対策の充実
		2	ひとり親家庭等への支援の充実
		3	障がい児施策の充実
		4	子どもの貧困対策の推進
	子育てと仕事の両立への支援	1	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し
		2	多様な保育サービス等の充実

基本目標１ 地域における子どもや子育て家庭への支援

１－１ 教育・保育サービスの充実

【施策の方向】

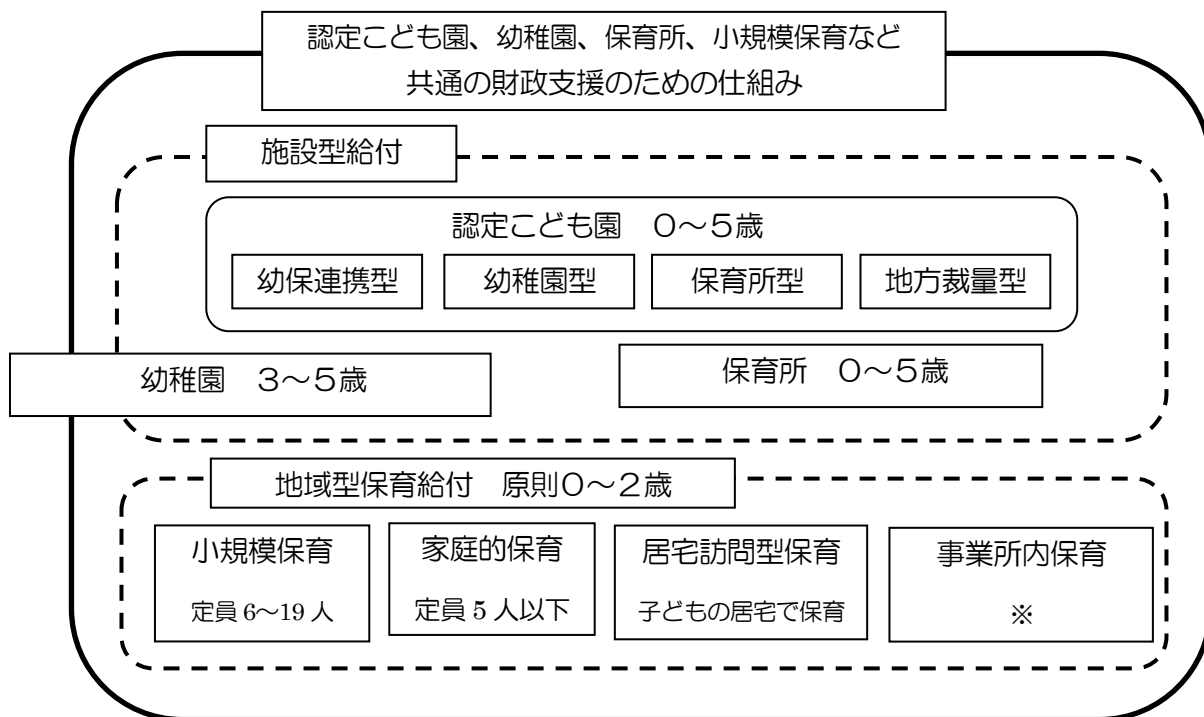
平成２７年４月に開始した「子ども・子育て支援新制度」により、幼児期の教育・保育は、保育所（園）、幼稚園、認定こども園（保育所・園と幼稚園の機能を併せ持つ施設）において提供しています。

また、２０人以下の少人数の子どもを対象とする「地域型保育給付」を創設し、町が認可したうえで多様な保育事業を推進します。

保育サービスの提供にあたっては、今後も３歳未満児の利用の増加が見込まれるため、保育所（園）・幼稚園からの認定こども園への移行や保育所（園）・幼稚園の預かり保育などの多様な保育サービスの拡充を図り、３歳未満児の保育体制整備や保護者の就労環境、子どもの健全育成、家庭や地域の連携などを勘案し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

☆《１－１－１ 教育・保育施設の利用》

◆子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設の種類と財政支援



※主に従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育を提供

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

1) 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認 定 区 分		利用する施設
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども (以下、2号認定(幼稚園)と表記)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、2号認定(保育所)と表記)	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、3号認定(0歳)・3号認定(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

2) 認定基準

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労(本町では、就労の下限時間を48時間/月に設定) ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、出産、同居または長期入院中の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育児休業中で既に保育利用中の子どもが継続利用、また、それらに類するものとして本町が認める場合
区 分 (保育の必要量)	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 1日最大11時間の中で必要となる保育時間を利用 (就労時間が概ね120時間以上/月) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 1日最大8時間の中で必要となる保育時間を利用 (就労時間が概ね48時間以上/月)

【量の見込みと確保見込み】

各年度における認定区分ごとの必要利用定員総数としての教育・保育の量の見込みを定めるとともに、満3歳未満の子どもについては、推計児童数と確保見込みをもとに、保育利用率を定めます。

1) 1号認定＋2号認定（幼稚園）

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み 1号認定	133	134	133	133	132
	量の見込み 2号認定(幼稚園)	149	152	151	151	148
	量の見込み 合計	282	286	284	284	280
	確保見込み ①	300	300	300	300	300
実 績 値	1号認定	54	55	57	63	46
	2号認定(幼稚園)	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	257	284	259	212	216
	合計 ②	311	339	316	275	262
確保見込み－実績 ①－②		△11	△39	△16	25	38

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 1号認定	124	117	113	108	110
量の見込み 2号認定(幼稚園)	127	120	117	112	113
量の見込み 合計	251	237	230	220	223
確保見込み	255	240	230	220	225

【対象施設】

新制度に基づく町内の教育施設：笠松双葉幼稚園

新制度未移行幼稚園：笠松幼稚園

その他、町外の幼稚園も対象です。

【確保の方策（今後の方針）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、保護者のニーズをほぼ満たしており、全体として幼稚園（教育）の提供体制が確保されています。

第3期計画については、3～5歳推計人口に占める利用者の割合が第2期の実績及びアンケート結果から算出される国の指針を勘案し、少し上げた率（55.0％）となるよう、量の見込みを算出し確保を図ります。

2) 2号認定（保育所）

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	250	253	251	252	249
	確保見込み ①	250	255	255	255	255
実 績 値 ②		243	220	218	210	204
確保見込み－実績 ①－②		6	35	37	45	51

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	215	203	196	188	191
確保見込み	215	205	200	190	195

【対象施設】

第一保育所 松枝保育所 下羽栗保育所 笠松保育園

【確保の方策（今後の方針）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、保護者のニーズをほぼ満たしており、全体として保育所（2号認定）の提供体制が確保されています。

第3期計画については、3～5歳推計人口に占める利用者の割合が第2期の実績及びアンケート結果から算出される国の指針を勘案し、第2期の利用意向率（47％）を確保できるよう、引き続き支援を行うと共に、2号認定（幼稚園）子どもの利用見込みの変動も考慮し全体での調整に努めます。

3) 3号認定（2歳）

（計画値及び実績②は1・2歳）

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	135	135	140	145	150
	確保見込み ①	135	135	140	145	150
実 績 値 ②		108	114	109	119	143
確保見込み－実績 ①－②		27	21	31	26	7
実 績 値（2歳のみ）		52	60	57	47	82

※第2期までは1歳と2歳の合計で算出。国から第3期より1歳と2歳を分けて集計と指示あり

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	65	65	65	60
確保見込み	60	65	65	65	60

【対象施設】

第一保育所：生後3か月から

笠松保育園：1歳から

松枝保育所 下羽栗保育所：1歳6か月から

【確保の方策（今後の方針）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、利用者は年々増加しており、育休復帰などに伴う年度途中の利用増加に対し定員弾力化の運用により提供体制を確保している現状です。

今後も利用の増加が見込まれるため、保護者のニーズや事業者の意向などを調査し児童数の推移も見極めながら、各保育所の定員の見直しや保育所（園）・幼稚園からの認定こども園への移行、地域型保育事業の活用などにより計画的な提供体制の整備に努めます。

4) 3号認定（1歳）

（計画値及び実績②は1・2歳）

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計画値	量の見込み	135	135	140	145	150
	確保見込み ①	135	135	140	145	150
実 績 値 ②		108	114	109	119	143
確保見込み－実績 ①－②		27	21	31	26	7
実 績 値（1歳のみ）		56	54	52	72	61

※第2期までは1歳と2歳の合計で算出。国から第3期より1歳と2歳を分けて集計と指示あり

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75	75	75	70	70
確保見込み	75	75	75	70	70

【対象施設】3号認定（2歳）を参照

【確保の方策（今後の方針）】3号認定（2歳）を参照

5) 3号認定（0歳）

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	35	35	35	35	35
	確保見込み ①	35	35	35	35	35
実 績 値 ②		28	21	33	20	8
確保見込み－実績 ①－②		7	14	2	15	27

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保見込み	35	35	35	35	35

【対象施設】3号認定（2歳）を参照

【確保の方策（今後の方針）】3号認定（2歳）を参照

6) 0～2歳の子どもに係る保育利用率

(単位：人／％)

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（0～2歳児）	436	442	433	424	417
保育所入所児童数 （確保見込み）	170	175	175	170	165
※保育利用率	39.0	39.6	40.4	40.1	39.6
保育所入所児童数 （量の見込み）	170	175	175	170	165
※量の見込み割合	39.0	39.6	40.4	40.1	39.6

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の子どもの利用定員数（確保見込み）の割合（＝「保育利用率」）の目標を設定することとされています。

この計画における数値が確保すべき目標値となることから、町における「保育利用率の目標値」は、**※保育利用率**（確保見込み÷推計児童数）と**※量の見込み割合**（量の見込み÷推計児童数）とを比較して高い数値とします。

☆《1－1－2 時間外保育事業（延長保育）》

【事業概要】

保育の認定を受けた児童について、保護者の就労時間などにより、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育を行います。

実施場所：第一保育所、松枝保育所、下羽栗保育所、笠松保育園

利用時間：保育標準時間 午後6時～7時

保育短時間 午前7時～8時30分 午後4時30分～7時

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	270	270	270	270	270
	確保見込み ①	270	270	270	270	270
実 績 値 ②		183	186	199	195	—
確保見込み－実績 ①－②		87	84	71	75	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	190	185	180	175	175
確保見込み	190	185	180	175	175

【確保の方策（今後の取組）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。今後も現状の提供体制を維持すると共に、保護者の就労状況の変化などによる需要の動向を見極めながら適切に対処します。

《1－1－3 低年齢児保育》

【事業概要】

下記の保育所において、生後3か月からの乳児の保育など低年齢児保育を行います。

第一保育所：生後3か月から

笠松保育園：1歳から

松枝保育所 下羽栗保育所：1歳6か月から

【今後の取組】

核家族化や女性の就労の増加により、乳児保育や3歳未満児保育の需要が拡大していることから、各保育所の定員の見直しを見据えた施設整備や保育士の確保、保育所（園）・幼稚園からの認定こども園への移行、また小規模保育事業などの地域型保育事業の促進により提供体制の整備に努めます。

《1-1-4 保育所における障がい児の受け入れ》

【事業概要】

集団保育の可能な障がい児に対し、健全な社会性の成長発達を促進するため、下記の保育所において、健常児とともに集団保育を行います。

松枝保育所 下羽栗保育所 笠松保育園
実施施設の加配職員の人件費の財源保障を行います。

【今後の取組】

関係機関(ことばの教室、学校など)との連携を強化し、支援体制の整備に努めます。

《1-1-5 広域保育》

【事業概要】

保護者の勤務地により保育時間内に送迎できない場合、その勤務地の市町村の保育所(園)で保育の必要な児童の相互受け入れを行います。

これまで協定を結んだ市町村：岐阜市 羽島市 各務原市 一宮市 岐南町 など

【今後の取組】

保護者の就労支援のため継続して実施します。

1-2 地域における子育て支援サービスの充実

【施策の方向】

すべての子育て家庭への支援を行うため、こども館を拠点に子育て支援サービスを実施します。子育ての不安軽減や子育て親子がふれあい、話し合いができる交流の場の提供など、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を目指します。

☆《1-2-1 地域子育て支援拠点事業(こども館)》

【事業概要】

家庭における子育て支援と子どもの健全育成に寄与するため、子育て相談や子育て支援講座など、各種の子育て支援事業を実施します。

旧こども館の老朽化や立地場所の安全性などの理由により、桜町に新こども館を建設し、令和4年3月に移転しています。

主な事業：子育てサロン(1-2-2参照)

開館時間：火曜日～日曜日 午前9時～午後5時

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	確保見込み ①	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
実 績 値 ②		451	805	1,234	1,377	—
確保見込み－実績 ①－②		1,599	1,245	816	673	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
確保見込み	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【確保の方策（今後の取組）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。今後も保護者のニーズを十分調査し、子育て相談や子育て支援講座など各種の子育て支援サービスを行い事業の拡充に努めます。

《1－2－2 子育てサロン》

【事業概要】

乳幼児とその保護者などを対象に、親子遊び、リトミック講座、人形劇などを開催し、親同士の情報交換や育児交流を行うとともに、健康や発育・育児に関する相談・指導を行います。(月2回 乳幼児と保護者対象)

また、どの地域の親子でも気楽に参加できるように、年1回ずつ開催場所を松枝方面、下羽栗方面の公共施設で開催しています。

【今後の取組】

- ・継続参加の増加のため、多種多様なテーマにより充実を図ります。
- ・講師、ボランティアの確保並びに育成を行います。また、子育てサロンを機に、親同士の交流が図れる自主サークルづくりへと展開できるよう努めます。

☆《1-2-3 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)》

【事業概要】

育児の援助を利用したい人と提供したい人が会員となり、育児の相互援助を行う事業です。ファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置し、援助活動の連絡調整を行います。

羽島市・岐南町と協定を結び1市2町共同の「はしま広域ファミリー・サポート・センター」事業として会員相互の援助活動を行います。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	330	330	330	330	330
	確保見込み ①	330	330	330	330	330
実 績 値 ②		273	358	220	182	—
確保見込み－実績 ①－②		57	△28	110	148	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330	330	330	330	330
確保見込み	330	330	330	330	330

【確保の方策（今後の取組）】

- ・第2期は特定の利用者に限られており、利用者数は横ばいであるが、今後も一定の需要はあると考えられることから、第2期の計画値を維持し、第3期の量の見込みを算定しています。
- ・今後も引き続き、情報提供に努めるとともに、提供会員の増加や研修の充実など、事業の促進に努めます。

☆《1-2-4 一時預かり事業》

【事業概要】

保護者の仕事、冠婚葬祭、傷病やリフレッシュにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもの一時預かりを行います。年齢に応じたクラスにおいて、通常保育と同様に行っています。

幼稚園においては、平日や長期休園日の預かり保育も含んでいます。

【量の見込みと確保見込み】

<保育所（園）>

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	1,700	1,700	1,680	1,660	1,640
	確保見込み ①	1,700	1,700	1,680	1,660	1,640
実 績 値 ②		314	469	553	514	—
確保見込み－実績 ①－②		1,386	1,231	1,127	1,146	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,000	960	965	950	935
確保見込み	1000	960	965	950	935

<幼稚園>

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	8,600	8,720	8,660	8,660	8,530
	確保見込み ①	8,600	8,720	8,660	8,660	8,530
実 績 値 ②		6,746	6,396	7,681	8,788	—
確保見込み－実績 ①－②		1,854	2,324	979	△128	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,800	8,310	8,060	7,710	7,820
確保見込み	8,800	8,310	8,060	7,710	7,820

【確保の方策（今後の取組）】

- ・第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、ほぼ確保が図られていると考えられます。
- ・保護者の就労形態の多様化や育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、今後も保育所（園）・幼稚園などの事業実施施設に関する情報提供、連絡調整に努めるとともに、受け入れ体制の整備に努めます。

☆《1-2-5 病児・病後児保育事業》

【事業概要】

乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行います。

実施施設：岐阜市（7施設） 羽島市（1施設） 各務原市（1施設）
岐南町（1施設） 笠松町（病児1施設・病後児1施設）

【量の見込みと確保見込み】

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	114	114	114	114	114
	確保見込み ①	114	114	114	114	114
実 績 値 ②		30	43	89	86	—
確保見込み－実績 ①－②		84	71	25	28	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	114	114	114	114
確保見込み	114	114	114	114	114

【確保の方策（今後の取組）】

- ・核家族化や働く女性の増加により、今後も需要は増加すると考えられることから、第2期の計画値を維持し、第3期の量の見込みを算定しています。
- ・笠松町においては、令和6年1月より町内の病院と連携し、病児保育の受入れを開始しましたが、病院側に新たに定員枠を増やすことは求めず、現状の病児保育の定員範囲内での対応としています。今後は、他の受け入れ先の事業所の確保やより利用しやすい事業へと体制強化に努めます。
- ・今後も制度啓発と情報提供に努めるとともに、ファミリー・サポート・センターと一体的なサービスの提供体制づくりも検討します。

☆《1－2－6 子育て短期支援事業（ショートステイ）》

【事業概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合、児童養護施設などに入所させ、必要な養育を行います。

平成29年度より事業を開始しています。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保見込み ①	10	10	10	10	10
実 績 値 ②		0	0	7	0	0
確保見込み－実績 ①－②		10	10	3	10	10

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保見込み	10	10	10	10	10

【確保の方策（今後の取組）】

第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。一時的な養育機関として引き続き周知し、急な申請にも対応できるよう実施体制の維持に努めます。

☆《1－2－7 利用者支援事業》

【事業概要】

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設や地域子育て支援事業などの情報提供および必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整を行うための拠点となる機関を設置します。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：機関数)

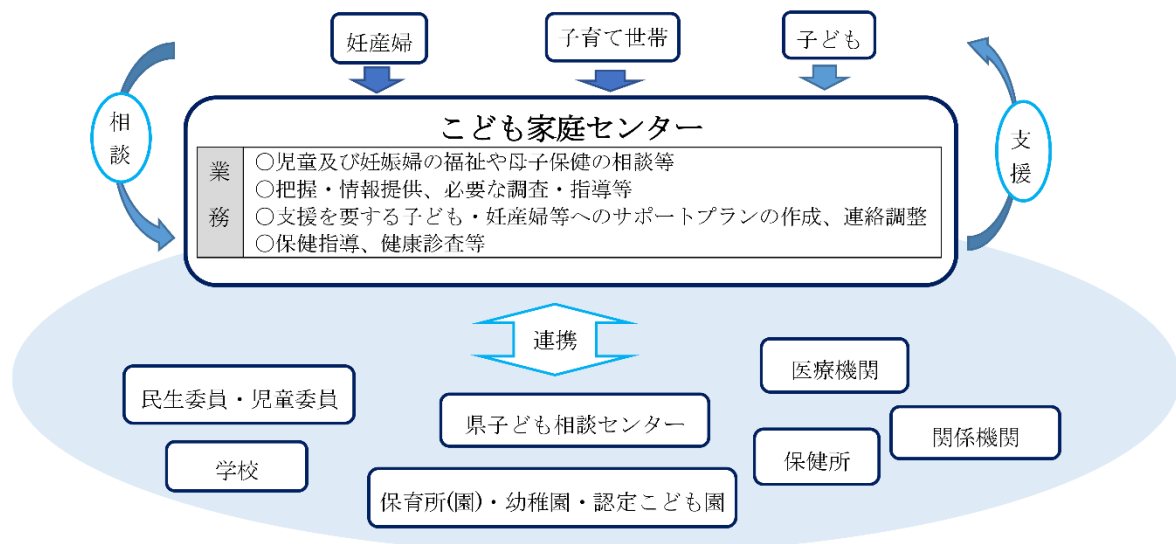
第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保見込み ①	1	1	1	1	1
実 績 値 ②		1	1	1	1	1
確保見込み－実績 ①－②		0	0	0	0	0

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保見込み	1	1	1	1	1

【確保の方策（今後の取組）】

現在、「子育て世代包括支援センター」において、保健師や助産師が不安や悩みの相談に対応し、福祉関係機関や医療関係者との連絡調整を行いながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを行っています。

今後は、「子育て世代包括支援センター」は「こども家庭センター」として、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に切れ目のないサポートを行うとともに、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、関係機関と連携するなど、より一層、子育てをサポートする体制を強化します。



※子育て世代包括支援センター 令和5年度実績

保健師・助産師による訪問：128件 電話相談・窓口相談：481件

☆《1-2-8 子育て世帯訪問支援事業》

【事業概要】

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラーがいる家庭等に訪問支援員を派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行います。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保見込み	10	10	10	10	10

【確保の方策（今後の取組）】

家事・子育て等の支援を実施し、家庭や療育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防いでいきます。

☆《1-2-9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）》

【事業概要】

保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月から3歳未満までの保育所、幼稚園などに通っていない乳幼児を対象に、保育所などを月に10時間を限度に利用できる制度です。同年代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性が育まれ子どもの健やかな成長を促します。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（必要定員数）	—	14	14	14	14
確保見込み	—	7	7	14	14

【確保の方策（今後の取組）】

令和8年度からの実施に向け研究を行い、必要に応じて計画の中間年に量の見込みを見直します。

☆《1-2-10 実費徴収に係る補足給付を行う事業》

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費免除の対象とならない未移行幼稚園の利用者の副食費を助成します。

【量の見込みと確保見込み】

※設定を必要としていません。

【確保の方策（今後の取組）】

引き続き継続して実施します。

☆《1-2-11 多様な主体の参入を促進するための事業》

【事業概要】

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進します。

【量の見込みと確保見込み】 ※設定を必要としていません。

1-3 相談支援体制の充実

【施策の方向】

妊娠・出産から育児・健診・保育など、幅広い子育て支援情報の提供体制を確保し、地域における子育て支援のネットワークづくりに努めるとともに、子育て家庭が安心して相談することができるよう、子育て支援に関する総合的な相談支援体制の整備を図ります。

妊娠・出産・子育て支援の総合相談窓口として、「こども家庭センター」を設置し、各種の相談に対応し、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。

※こども家庭センターの詳細については《1-2-7 利用者支援事業》を参照

《1-3-1 子育て支援情報の提供》

【事業概要】

各種の子育て支援サービス・保育サービスが利用者に周知できるよう、広報紙やホームページ、LINE、SNS などにより子育て支援情報を提供します。

転入者のすべてに、事業の紹介のパンフレットなどを配付し、乳幼児・児童がいる家庭についても保健事業などの情報を提供します。

【今後の取組】

地域における子育て支援サービスのネットワークづくりを促進し、子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供します。

《1-3-2 子育て意識の啓発》**【事業概要】**

こども館での「子育てサロン」や各種事業など、遊びの活動を通して親子がふれあい、参加者の保護者同士が抱えている問題や悩みを語る場の中で、子育て意識の啓発に取り組んでいます。

【今後の取組】

- ・男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発など関係機関が連携して取り組みます。
- ・児童・生徒を対象とした子育て支援事業の中で、次代を担う子どもたちの子育てへの意識の啓発に取り組みます。

《1-3-3 子育てサークルの育成》**【事業概要】**

子育て親子の交流や仲間づくりを支援し、子育てサークルの育成や活性化に努めます。

【今後の取組】

- ・地域の子育て経験者や子育て中の保護者などを子育てサポーターとして育成するとともに、子育て相談や子育てサークルの立ち上げを支援します。
- ・子育て支援事業を通して、親同士の仲間づくりができるよう、保育所（園）・幼稚園の親相互の交流、活性化を図ります。

《1-3-4 相談体制の充実》**【事業概要】**

こども家庭センターを総合的な相談窓口の拠点とし、各種関係機関と連携をとり相談体制の充実を図ります。また、不安を抱える保護者に対する相談支援を通して、虐待予防に努めます。

【今後の取組】

- ・子育てに関わる情報収集と情報提供に努め相談窓口の拡充を図ります。
- ・児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。

☆《1-3-5 児童育成支援拠点事業》

【事業概要】

養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、居場所の支援や関係機関との調整など、児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保見込み	20	20	20	20	20

【確保の方策（今後の取組）】

居場所の支援や関係機関との調整を行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図っていきます。

☆《1-3-6 親子関係形成支援事業》

【事業概要】

悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けます。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保見込み	10	10	10	10	10

【確保の方策（今後の取組）】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、情報の交換ができる場を設けるなどし、親子間における適切な関係性の構築を図っていきます。

1-4 子どもの健全育成

【施策の方向】

子どもの健全育成に努めるため、子ども同士の遊びと交流の場や安全な居場所を提供します。また、すべての子どもが健やかに成長しようとする、子ども自らの育つ力を育みます。

《1-4-1 こども館の運営》

【事業概要】

児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにするため、子ども同士の交流や親子遊びなどの子育て支援事業を行います。

小学生行事や「ピヨピヨひろば」、「Baby ひろば」、「手づくりパーク」などの幼児親子行事など、遊びの交流事業を実施しています。

令和4年3月にこども館が新しく開館してからは、従来の乳幼児親子対象の「地域子育て支援拠点」としての機能に加え、「18歳未満のすべてのこどもが自由に利用できる居場所」としての役割も併せ持ち、小・中・高校生の居場所として、子育て支援団体の協力により、月1回「子ども相談室」「ティーンズテーマトーク」「ティーンズスペース」など各種行事も開催しています。

【今後の取組】

- ・事業内容を充実し、遊びを通じた体験学習を設定するなど、子どもたちの夢や好奇心を育む特色のある施設を目指し、地域における児童の居場所、交流の場を提供します。
- ・新こども館がこれまで利用したことのない子どもたちや保護者にとって馴染みのある場所になるよう、学校や民間子育て団体などと連携しながら周知に努めます。
- ・各地域でのこども館の子育て支援機能については、既存の施設を活用して行うよう努めます。

☆《1-4-2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）》

【事業概要】

平日の放課後や学校休業日に、保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を行います。

対象児童：小学校1年生～4年生（令和5年度までは小学校3年生まで）

※土曜日と長期休業日のみ6年生まで

開設場所：笠松小学校 北舎1階東側教室・展示室

松枝小学校 校舎南西側専用教室

下羽栗小学校 校舎南西側専用教室

開設時間：授業日 放課後～午後7時 学校休業日 午前7時30分～午後7時

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み 低学年	164	162	161	156	157
	高学年	60	57	57	54	53
	量の見込み 合計	224	219	218	210	210
	確保見込み ①	225	220	220	210	210
実 績 値	実績値 低学年	111	129	83	95	—
	高学年	51	34	26	35	—
	実績値 合計 ②	162	163	109	130	—
確保見込み－実績 ①－②		63	57	111	80	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 低学年	151	146	138	135	127
量の見込み 高学年	53	52	52	51	49
量の見込み 合計	204	198	190	186	176
確保見込み	205	200	190	190	180

【確保の方策（今後の取組）】

- ・ 第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。今後も保護者のニーズを十分調査し、必要に応じて事業の拡充に努めます。
- ・ 研修による指導員の資質向上に努め、安心して利用できる環境整備に努めます。

《1－4－3 放課後子ども総合プランの推進》

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室（こどもわくわく広場）の一体的実施または連携実施に向けて検討します。

【今後の取組】

事業の実施に向けて検討します。

《1-4-4 子どもの権利の尊重》

【事業概要】

令和4年3月に子どもの権利を保障し、自由な意思表示を目的とする「笠松町子どもの権利に関する条例」が施行され、子どもの権利に関する情報提供や啓発活動を進めています。

この条例は、すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちをめざして、子どもの持つ4つの権利と大人の役割、子ども自身の役割を定めています。

○子どもが持つ4つの権利

・安心して生きる権利 ・のびのびと育つ権利 ・守られる権利 ・参加する権利

「笠松町子どもの権利に関する条例」は資料編3を参照

また、応募のあった笠松町内の小・中学生が、笠松町のまちづくりに対する課題や解決策を検討し、その提案を町へ提言する「かさまつ子どもまちづくり会議」を令和4年度から進め、子どもの参画についても力を入れています。

【今後の取組】

引き続き、子どもが心身共に健やかに育ち、その基本的人権が尊重されるよう、「笠松町子どもの権利に関する条例」に規定される子どもが持っている権利を、関係団体等と連携して、子どもや子どもを取り巻く大人に周知していきます。

基本目標2 子どもと親の心と体の健康づくり

2-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【施策の方向】

快適な出産と健やかな子育てができるよう、妊婦および乳幼児の健診や相談・訪問指導などを通じて、出産・育児の負担や不安の軽減を図ります。

「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に切れ目のない支援を行い、育児不安や虐待の防止を図ります。

※こども家庭センターの詳細については《1-2-7利用者支援事業》を参照

《2-1-1 不妊症診断検査費等の助成》

【事業概要】

子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始できるよう、不妊症診断検査費用の一部を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

【今後の取組】

検査の一部助成を行うことにより、経済的・精神的負担の軽減などを図ります。

《2-1-2 母子健康手帳の交付》

【事業概要】

妊娠届出書の提出時に、母子健康手帳を保健師がすべての妊婦と面談し福祉健康センターにて交付します。併せて、妊産婦の健康管理や乳幼児の養育に必要な情報、小学校就学前までの健康診査・予防接種・歯科健診などの子育てに関する情報の提供を行います。

【今後の取組】

妊娠・出産、健全な乳幼児の成長・発達など、母子の健康管理のため今後も継続して実施します。

☆《2-1-3 妊婦健康診査等》

【事業概要】

安全な出産のため、健康診査料の助成を行い母体の健康保持を図ります。

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を14枚、令和5年度より多胎妊婦には受診票5回分を追加、また歯科健康診査受診票を1枚交付し、充実を図っています。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	2,786	2,758	2,730	2,688	2,632
	確保見込み ①	2,786	2,758	2,730	2,688	2,632
実 績 値 ②		2,085	2,287	1,717	1,850	—
確保見込み－実績 ①－②		701	471	1,013	838	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,100	2,044	2,002	1,974	1,946
確保見込み	2,100	2,044	2,002	1,974	1,946

【確保の方策（今後の取組）】

- ・第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。
- ・引き続き妊婦健診の重要性の啓発に努め、受診票交付などにより受診率の向上に努めます。

《2-1-4 プレパマクラブ》

【事業概要】

毎月、福祉健康センターで助産師が実施しています。妊娠中の夫婦やその家族同士が楽しく過ごせる交流の場となっています。そのほか、希望に応じて、保健師・助産師・歯科衛生士・栄養士が相談に応じ、妊娠中や出産の不安の軽減を図ります。

【今後の取組】

妊娠中や出産の不安の軽減と妊婦同士の交流を図るために、今後も継続して実施します。

《2-1-5 産後健康診査》

【事業概要】

産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間及び産後4週間の産後間もない時期の産婦に対し、医療機関での健康診査料（2回分）を助成します。

【今後の取組】

産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後健診の結果を早期に把握し支援につなげ、産後うつや新生児への虐待予防等を図ります。

☆《2-1-6 産後ケア事業》

【事業概要】

助産師等の専門スタッフが、宿泊、日帰り、家庭訪問で母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保見込み	10	10	10	10	10

【確保の方策（今後の取組）】

産後の母子に対し、必要な産婦に産後ケアを利用することで、母子の健やかな育児ができるように支援をしていきます。

《2-1-7 育児ほほえみ相談》

【事業概要】

育児や授乳等に関するさまざまな不安や悩みに対応するため、産婦人科や助産所の助産師が相談に応じる育児ほほえみ相談の費用を助成します。

【今後の取組】

いつでも相談できる安心感と育児不安の軽減のため、今後も継続して実施します。

《2-1-8 新生児聴覚検査費の助成》

【事業概要】

聴覚障がいの早期発見・早期療育のため、安心して聴覚検査が受診できるよう、新生児聴覚検査に要する費用の一部（上限 3,700 円）を助成し、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進します。

【今後の取組】

新生児聴覚検査の経済的支援を行うことにより、経済的負担の軽減と、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげるため継続して実施します。

《2-1-9 乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）》

【事業概要】

各種健診を行い、乳幼児の健やかな成長・発達の支援や育児不安の軽減を図ります。

- ・乳児健診：3～4か月児

身体計測・内科健診などのほか、発達のチェックや予防接種の受け方、歯や離乳食などの指導を行います。

- ・1歳6か月児健診・3歳児健診

身体計測・内科健診・歯科健診などのほか、発達のチェックや保健指導、食事などについての栄養指導、歯磨きの仕方などの指導を行います。

【今後の取組】

乳幼児の健やかな成長・発達の確認や疾病の早期発見に努めます。また、育児不安の軽減や母子保健・子育て支援事業の情報提供や親子の交流の場として継続して実施します。

《2-1-10 乳幼児教室（お誕生教室・にこにこ教室・たんぽぽ教室）》

【事業概要】

年齢に応じた教室を開催し、乳幼児の健やかな成長・発達の支援や育児不安の軽減を図ります。

- ・お誕生教室：11か月児

身体計測、栄養・歯科指導、運動発達に関する話のほか、保健指導を実施します。

- ・にこにこ教室：2歳児

身体計測・栄養指導・保健指導のほか、歯科衛生士による歯磨き指導や講師による遊びの指導を実施します。

- ・たんぽぽ教室（子育て応援教室）

1歳6か月児健診、にこにこ教室で、子育てに対し困難さを感じている保護者や子どもとの関わり方が分からない保護者等に対して、親子遊び、学習会を通して、育児不安の軽減や育児力の向上を図ります。

【今後の取組】

乳幼児の成長・発達の確認や育児不安の軽減のために、母子保健、子育て支援事業などの情報提供や親子の交流の場として継続して実施します。

《2-1-11 マタニティ相談・育児相談》

【事業概要】

妊娠中の夫婦を対象に実施し、妊娠中の生活についての相談を行います。また、乳幼児の成長・発達や栄養など、育児に関する相談を行います。電話での相談にも保健師などが対応します。

- ・福祉健康センター 月2回
- ・下羽栗会館 こども館 月1回

【今後の取組】

妊娠中や出産、育児についての不安軽減のため、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による相談や母子保健・子育て支援事業などの情報提供や妊婦・親子の交流の場として継続して実施します。

《2-1-12 絵本の読み聞かせ》**【事業概要】**

乳幼児の心の発達を促すため、乳幼児の親子を対象に、小集団で絵本の読み聞かせを実施し、読み聞かせの大切さを知らせるとともに読み聞かせの方法を指導します。乳児健康診査・育児相談時などに図書室ボランティア「かみふうせん」が実施しています。

【今後の取組】

絵本を仲立ちとした親子遊びを通して赤ちゃんの言葉と心を育むため、継続して実施します。

《2-1-13 幼児歯科フッ化物塗布》**【事業概要】**

1歳6か月児健診・3歳児健診時に虫歯予防のためフッ化物を塗布するとともに歯科保健指導を行います。

【今後の取組】

幼児の虫歯予防とともに、保護者への虫歯予防の意識づけのために、今後も継続して実施します。

《2-1-14 歯磨き指導》**【事業概要】**

乳幼児とその保護者を対象に「歯磨き教室」を実施し、歯みがき指導、歯の汚れのチェックなどを行います。また、保育所（園）・小中学校において、嘱託歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯磨き指導を実施します。

・歯みがき教室：福祉健康センター 月2回（育児相談時に実施）

【今後の取組】

歯磨き指導を継続して実施します。

《2-1-15 訪問指導》**【事業概要】**

妊婦や出産した家庭などを対象に、保健師・助産師・管理栄養士が個別訪問を実施し、乳幼児の発育・発達の成長確認や育児不安に関する相談、妊産婦の生活指導を行います。

【今後の取組】

生活の場である家庭において、乳幼児の健やかな成長・発達の確認や保護者の育児不安の軽減、また、今後の町の母子保健、子育て支援事業などの情報提供を行うため、その家庭の生活環境に合わせた訪問指導を今後も継続して実施します。

☆《2-1-16 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）》

【事業概要】

母子保健推進員が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児健診の案内を配付するとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行います。

【量の見込みと確保見込み】

（単位：人）

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	199	197	195	192	188
	確保見込み ①	199	197	195	192	188
実 績 値 ②		157	162	162	135	—
確保見込み－実績 ①－②		42	35	33	57	—

第3期 計 画						
区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		150	146	143	141	139
確保見込み		150	146	143	141	139

【確保の方策（今後の取組）】

- ・第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。
- ・核家族が多く、子育てに悩む保護者が多い現在、すべての家庭を訪問することが可能な体制を整え、引き続き悩みの傾聴や情報提供、養育環境などの把握に努めます。
- ・妊婦のころからの切れ目のない支援を行えるよう、人員体制の整備に努めます。

☆《2-1-17 養育支援訪問事業》

【事業概要】

支援の必要な妊婦や乳幼児健診などで育児に不安のある保護者、養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師・助産師・管理栄養士などが訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行います。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：人)

第2期 計 画 ・ 実 績						
区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (6月末)
計 画 値	量の見込み	30	30	30	30	30
	確保見込み ①	30	30	30	30	30
実 績 値 ②		16	15	6	14	—
確保見込み－実績 ①－②		14	15	24	16	—

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保見込み	30	30	30	30	30

【確保の方策（今後の取組）】

- ・第2期計画における確保見込みと実績を比較した結果、確保が図られていると考えられます。
- ・乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、さまざまな方面からの情報を収集し、養育支援を必要としている家庭の早期把握に努めます。
- ・適切な対応が行えるよう関係機関との連携を図りながら人員体制の整備に努めます。

☆《2－1－18 妊婦等包括相談支援事業》

【事業概要】

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援として、母子健康手帳交付時、妊娠後期の電話相談、生後4か月までの訪問や面談の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行い必要な支援につなぎます。

【量の見込みと確保見込み】

(単位：回)

第3期 計 画					
区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	510	510	510	510	510
確保見込み	510	510	510	510	510

【確保の方策（今後の取組）】

妊産婦等に対してこども家庭センターにおいて相談・支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図っていきます。

2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【施策の方向】

思春期は心身がともに著しく成長する時期であることから、性の悩みなどを抱える時期でもあり、望まない妊娠、性感染症などさまざまな問題があります。

この時期は、生涯にわたる生活習慣を形成し、将来、親となるための準備時期でもあることから、学校との連携を図り、健診や相談、思春期教育を充実します。

《2-2-1 健康（思春期）教育》

【事業概要】

薬物使用、喫煙、飲酒、性感染症やエイズ問題、過剰なダイエットなどについて、学校において健康教育を行います。

各小中学校で薬剤師などの指導による「薬物乱用防止教室」を開催したり、担任や養護教諭などにより、保健の授業の中で、エイズなどの感染症を含め性に関わる内容について指導するなど、児童・生徒への指導並びに保護者への啓発を図ります。

【今後の取組】

- ・児童・生徒を取り巻く現状や発達の段階を十分に考慮し、性教育に関する適切な指導の充実を図ります。
- ・不健康、やせ、肥満などの思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実に努めます。
- ・幅広い関係者が児童・生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見などに取り組むことや児童・生徒の心のケアのための相談体制の充実に努めます。
- ・NPO 団体主体で学校と地域の連携を図りながら「命の授業」を実施し、心身の成長や性に関する健康教育を実施します。

《2-2-2 不登校児童・生徒への支援（スクールカウンセラー・子どもサポートセンター）》

【事業概要】

学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや保護者への助言・援助、教職員への研修などを行っています。

平成20年度に学校外に開設された教育支援センター「子どもサポートセンター」と連携して取り組んでおり、児童・生徒や保護者との信頼関係のうえで、児童・生徒への相談・指導や保護者へのケアを行っています。

【今後の取組】

- ・スクールカウンセラー・スクール相談員、学校の教育相談担当および「子どもサポートセンター」や町の相談機関などとの幅広い連携を図り、児童・生徒の健やかな成長を支援します。
- ・不登校児童がさらに増加し、保護者へのケアの手段として、親の会の組織など、保護者相互で実施することが望ましい場合には「子どもサポートセンター」を中心に検討します。

《2-2-3 児童生活習慣病予防教育》

【事業概要】

小学校高学年児童を対象に、保健師による生活習慣病の予防意識の向上を図ります。また養護教諭、管理栄養士、学校栄養教諭による生活習慣病の予防や指導を行います。

【今後の取組】

自らの生活習慣を見直し、運動習慣の徹底や食生活の改善など、健康づくりのための正しい知識の普及・啓発のため、事後指導に重点をおいて継続して実施します。

2-3 食育の推進

【施策の方向】

食育実践の基本は家庭にあります。子どもたちが通っている保育所（園）や学校においても、給食を通じて健康的な食習慣が形成できるよう、食育の推進を目指します。

笠松町食育推進基本計画（平成31年3月策定）のもと、ライフステージに応じた施策を展開し、食育を推進していきます。

《2-3-1 学校での食育の推進》

【事業概要】

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養教諭が献立を作成し、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進、体位の向上を図ります。

学校給食を食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として活用し、給食の時間はもとより各教科や学級活動において食育の推進を図ります。

食物アレルギーのある児童生徒については、家庭、学校、学校給食センターが連携し安全な給食の提供に努めます。

【今後の取組】

栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食の提供に引き続き努めるとともに、給食を通じ、食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培えるよう努めます。

《2-3-2 健康で豊かな食育の支援》

【事業概要】

乳幼児期から家庭で楽しく食事をすることや健康的な食習慣が身につくよう、離乳食教室や乳幼児健診、育児相談などでの栄養指導、食生活改善連絡協議会員（ボランティア団体）による調理実習を行い、管理栄養士や保健師と連携して子育てや生活習慣の指導を含めた栄養指導を行っています。

【今後の取組】

離乳食教室や乳幼児健診、育児相談などの母子保健事業の中で、食生活や生活習慣の大切さについて、家庭での食生活・生活習慣も含め指導していくとともに、ボランティア団体を活用しながら小学生や乳幼児がいる母親への食育推進事業を継続して実施します。

2-4 小児医療の充実

【施策の方向】

子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実を目指します。

《2-4-1 乳幼児・児童・生徒医療費の助成》

【事業概要】

福祉医療費助成制度（乳幼児・児童・生徒）により18歳に達する日以降の最初の3月31日までの保険診療の自己負担分を助成し、疾病の早期治療、児童の健康保持を促進します。

【今後の取組】

子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、また、子育て家庭の経済的支援として継続して実施します。

《2-4-2 休日急病診療》

【事業概要】

休日時の急患に対応するため、日曜日や祝日、年末年始において、羽島郡医師会及び羽島歯科医師会加入の医療機関が在宅当番制で休日の診療（内科系・歯科系）を実施します。

【今後の取組】

今後も引き続き医師会並びに歯科医師会との連携を密にしながら、小児医療の充実に係る重要な施策として、この制度の円滑な運用に努めます。

《2-4-3 小児医療体制の確立》

【事業概要】

夜間や休日時の急患児に対応するため、岐阜市との協定により小児医療体制の整備を行っています。

- ・小児夜間急病センター（岐阜市民病院内）
 - 平日・土曜日夜間（午後7時30分～翌日午前8時）
 - 日曜日・祝日・年末年始夜間（午後11時～翌日午前8時）
- ・岐阜市休日急病センター 日曜日・祝日・年末年始夜間（午前9時～午後11時）
- ・岐阜県小児救急電話相談 月曜日～金曜日 午後6時～翌日午前8時
土曜日・日曜日・祝日・年末年始 午前8時～翌日午前8時

【今後の取組】

引き続き医療機関相互の機能分担と相互連携による医療体制に配慮し、小児救急医療体制を確保します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【施策の方向】

子どもの豊かな心と健やかな体を育むため、一人ひとりを大切にしたい教育活動を充実します。

《3-1-1 教育相談》

【事業概要】

児童・生徒の心の変化を早期に把握するとともに、学校での自己実現を図る指導を行い、いじめや不登校など学校生活で生じる諸問題に対応し、児童・生徒一人一人の心の理解に努めます。

各学校では、児童・生徒の心の変化を早期に把握し対応するため、定期的なアンケートを実施し、特に組織的、計画的に対応すべき事例についてケース検討会議を開催し、対応を検討しています。さらには、ケースの状況に応じて、町、羽島郡二町教育委員会、県などの関係機関と連携を図っています。

【今後の取組】

インターネットやスマートフォンの普及から他人を誹謗中傷する書き込みが増加している現状に対応するため、情報モラル教育の充実と保護者への啓発を継続し、誹謗中傷の書き込みを迅速に消去するシステムを各学校単位の実施にとどめず、町全体のシステムとして実施するよう努めます。

《3-1-2 児童・生徒の個性に応じた学習指導》

【事業概要】

- ・少人数指導など、児童・生徒一人一人の個性に応じたきめ細かな教育を推進するため、35人学級を実施しています。また、算数・数学を中心とした「少人数指導」を実施しています。
- ・障がいなど配慮を要する児童・生徒の対応として、学習支援などを目的とした非常勤講師や、個別の生活や学習支援を行うための教育支援スタッフを各校に複数配置しています。

【今後の取組】

- ・きめ細かな指導を更に充実させていくため、習熟度別指導教室の環境整備、習熟度別指導方法の工夫改善を図りながら継続して実施します。
- ・特別支援教育の充実を図るために、対象児童の増加に対応する講師、教育支援スタッフの増員、講師、教育支援スタッフを含む職員の研修の充実、保育所（園）・幼稚園・小学校との連携、教育委員会と関係機関との連携の充実に努めます。

- ・支援を必要とする児童・生徒の早期発見とその対応のため、羽島郡の教育支援専門委員会における情報交流や支援の検討の充実、夏や冬の就学教育相談会の実施による保護者への理解と啓発を図ります。

3-2 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向】

子どもを地域で育てる観点から、学校、家庭および地域との連携のもとに、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

《3-2-1 子育てふれあい交流》

【事業概要】

各小学校の児童・生徒が、毎年1回保育所（園）や幼稚園へ出向き、遊びを中心とした交流会を実施するなど、保育所（園）・幼稚園と小・中学校との交流活動を行っています。また、半日入学時の交流会や小学校での授業公開時に参観するなどの交流を図っています。

【今後の取組】

児童・生徒の保育所（園）・幼稚園における体験学習による交流のほか、教職員間の情報交流の機会をもてるよう交流活動を充実します。

《3-2-2 職場体験》

【事業概要】

町内の事業所や給食センターなどの働く場を訪問し、製造過程の見学や講話などによる職場ふれあい体験を行い、働く楽しさや働く意義などについて学ぶ機会を提供します。小学校では生活科・社会科や総合的な学習の時間で、中学校では60～70か所での職場体験学習で、地域の施設や企業を見学・実習し、仕事への理解を深めます。

【今後の取組】

お店で働く人との交流（疑似体験）や職場体験学習を小学校から中学校までの9年間を見据えた指導の一環として位置付け、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。また、保育所（園）その他の体験現場で、乳幼児とふれあい、子育ての楽しさや命の尊さを学ぶ機会の提供にも配慮します。

《3-2-3 子育て意識の啓発（再掲：1-3-2）》

【事業概要】

子育ての楽しさや喜び、男女が協力して家庭を築くことなどの意義に関する教育や啓発活動を推進します。

《3-2-4 親子教室》

【事業概要】

小学生の親子が活動や体験を通してふれあいを深めるとともに、豊かな心と学ぶ力を身につけるため学校外における学習活動の場として、学校休業日（夏季、秋季、冬季）に計画し実施します。

【今後の取組】

今後も小学生の親子のニーズに合わせた教室を計画して充実を図ります。

《3-2-5 こどもわくわく広場》

【事業概要】

小学生児童を対象に、地域の子育て経験者が中心となったスポーツや文化活動、体験活動を通じ、地域の人々との交流を深めます。

こどもわくわく広場実行委員会の主催で、中央交流センター・下羽栗会館・松枝交流センターを会場に毎月第2・第4土曜日に実施しており（下羽栗会館は第2土曜日のみ、松枝交流センターは第4土曜日のみ）、第1期（5月～7月）、第2期（9月～12月）、第3期（1月～3月）と、期ごとに参加者を募集し、各期20～25講座を開催しています。

【今後の取組】

引き続き小学生児童の多様なニーズに合わせた講座を展開し、講師の確保に努めながら地域の方との交流を図ります。

《3-2-6 教育活動の支援》

【事業概要】

小学生児童と地域の講師などが総合的な学習の時間などを活用し、ものづくりなどを通して交流教育活動を行います。

- ・笠松小学校 菊や葉ボタンの栽培、箏クラブ、本の読み聞かせなど
- ・松枝小学校 クラブ活動、本の読み聞かせ、生活科の学習（昔の遊び）など
- ・下羽栗小学校 昔の遊び、クラブ活動、本の読み聞かせ、サツマイモ作りなど

【今後の取組】

地域の講師（ボランティア）による各種の活動を通して交流を図り、引き続き地域をあげて子育てに関わる環境づくりを進めます。

《3-2-7 家庭教育シリーズ「子育て元気塾」》

【事業概要】

「子育て・心育て」や子どもとのコミュニケーション方法など元気な家庭づくりを進めるため、年間4回、各小中学校PTA、こども館との共催で、さまざまな講師による講座をシリーズで開催し、家庭の教育力の向上を目指します。日頃の悩みを解決する方法を探ったり、お互いに情報を共有したりして地域全体で家庭の教育力の向上を目指しています。

【今後の取組】

引き続き各小中学校PTA、こども館と連携をとりながら実施し、家庭の教育力の向上につなげるよう努めます。

3-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【施策の方向】

非行などの問題行動へとつながらないように、保護者・学校・地域・行政・警察などが連携して地域をパトロールし、子どもたちを見守ります。

また、子どもを交通事故から守るため、交通安全教育の推進や交通安全に対する意識の普及啓発などに努めます。

《3-3-1 校外パトロール》

【事業概要】

保護者や学校、地域などが一体となり、非行の監視などの校外パトロール活動を行います。

- ・笠松小学校 PTA地域委員による年3回の見回りを実施。
- ・松枝小学校 PTA校外委員による月2回の見回りを実施
- ・下羽栗小学校 PTAによる月2回の見回りを実施

【今後の取組】

今後もPTAによる見回り活動の継続的な実施のほか、「ふれあいたい」や「見守り隊」など地域の方と協力し、活動の連携を図ることで校外パトロールを強化します。

《3-3-2 地域見守りパトロール》

【事業概要】

民生児童委員や青少年育成推進員、学校などの関係者からなる少年センターにより、地域見守りパトロール活動を行います。毎週金曜日の夕方に約1時間、学校・公園・寺社・遊園地・駅などを中心に巡回し、声かけによる非行防止や有害環境の監視などを行っています。

【今後の取組】

児童の非行防止や子どもを取り巻く有害環境の監視のため、継続して実施します。

《3-3-3 交通安全教育の推進》**【事業概要】**

交通安全に対する意識の向上を図るため、保育所（園）や幼稚園、学校においてあらゆる機会を捉えて交通安全教育を実施します。また、警察や交通安全協会などと連携し、歩行や自転車の乗り方などの交通安全教室を行います。

【今後の取組】

- ・各保育所（園）や幼稚園、学校などの交通安全教育を継続して実施します。
- ・児童の安全意識の醸成や交通ルールを学ぶ場として、交通安全教室への積極的な参加を促します。

《3-3-4 交通安全指導》**【事業概要】**

P T Aや保護者会と警察などが連携し、交差点や踏切などの交通要衝地点において交通安全指導を行います。

安全対策実施場所を名鉄笠松駅前横断歩道（登下校時実施）および笠松駅東側交差点（登校時のみ実施）とし、児童・生徒の登下校時の時間帯に安全誘導員を配置するなど、安全の確保に努めるとともに、交通安全指導を行っています。

【今後の取組】

児童・生徒を交通事故から守るため、関係機関と連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策に努めます。

《3-3-5 子ども110番の家》**【事業概要】**

町内会・学校・P T Aなどが連携し、犯罪防止と緊急時の避難場所として地域の企業や一般家庭に「子ども110番の家」として登録していただき、児童の安全確保と地域ぐるみでの犯罪の抑止を推進しています。

【今後の取組】

児童の安全確保と地域ぐるみでの犯罪の抑止のため、継続して協力をお願いするとともにP T A活動の活性化などにより定期的に地域との交流を図るなど連携強化に努めます。

《3-3-6 登下校の見守り》

【事業概要】

地域のふれあいサポーターが登下校時に校区内のパトロールを行い、児童の安全確保を図るとともに、児童との心のふれあい交流を推進します。サポーターの方に一同に集まっていただき、計画や反省会、さらには、感謝の会などを設けている学校もあります。

- ・笠松小学校 町内会を中心に組織された「見守り隊」
- ・松枝小学校 有志ボランティアによる「ふれあいたい」
- ・下羽栗小学校 町内会を中心に募った「見守りボランティア」

【今後の取組】

引き続き活動の活性化を図り、地域で子どもを育てる環境づくりを推進します。

3-4 良好な居住環境の確保

【施策の方向】

緑地等の維持管理を行い、良好に生活できる環境を提供します。

《3-4-1 公園・緑地等の維持管理》

【事業概要】

児童や乳幼児連れの親子が安心して遊び、憩うことができるよう都市公園や児童遊園地などの遊具・ベンチ等の点検や改修、芝生・樹木の剪定を計画的に行う等、適切な維持管理に努めています。

【今後の取組】

引き続き、遊具・トイレ等の園内施設の計画的な維持管理及び芝生・樹木の選定を適切な時期に行い、景観保全に努めます。また、管理者等による巡回や監視カメラの設置により、子どもや親子にとって利用しやすい公園づくりに取り組みます。

基本目標4 配慮を必要とする子どもと家庭への支援

4-1 児童虐待等の防止対策の充実

【施策の方向】

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関の連携による総合的な支援を推進します。

体罰によらない子育て等を推進するため、乳幼児健診の場、保育所、こども館、学校等に普及活動を実施します。

また社会全体で子どもを見守り、子どもの権利を意識した子育て、教育、地域づくりをすすめていきます。

《4-1-1 要保護児童対策地域協議会》

【事業概要】

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関との連携により行い要保護児童などへの総合支援に努めます。

子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会は、会議の内容や構成員の違いなどによって、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造となっています。

○代表者会議

羽島郡医師会・岐阜羽島警察署・岐阜県中央子ども相談センター・町内の小中学校・町内の中学校PTA・町内の保育所（園）・町内の幼稚園・学識経験者・民生委員児童委員・母子保健推進員・人権擁護委員から選出された13人で構成し（任期2年）、年2回の会議を開催しています。

○実務者会議

民生委員児童委員・町内の小中学校職員・羽島郡二町教育委員会職員・岐阜県中央子ども相談センター職員・町内の保育所（園）職員・こども家庭センター職員（保健師）で構成し、年3回の会議を開催しています。

○個別ケース検討会議

個別の事例に関係する部署の担当者および関係機関に所属する者をもって組織し、必要に応じて適宜開催しています。

【今後の取組】

引き続き、児童虐待予防のために、関係機関との情報共有を図る中で、早期から適切な援助を行うよう、子ども家庭総合支援拠点の体制整備を進めます。

《4-1-2 養育支援訪問事業（再掲：2-1-17）》

【事業概要】

支援の必要な妊婦や乳幼児健診などで育児に不安のある保護者、養育上の問題を抱える家庭に対して、保健師・助産師などが訪問し、指導や助言を行うことにより、児童虐待の予防や子育て支援を行います。

《4-1-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲：1-2-6）》

【事業概要】

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった場合、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行います。

《4-1-4 相談体制の充実（再掲：1-3-4）》

【事業概要】

こども家庭センターを総合的な相談窓口の拠点とし、各種関係機関と連携をとり相談体制の充実を図ります。また、不安を抱える保護者に対し相談支援を通して、虐待予防に努めます。

《4-1-5 被害に遭った子どもの支援》

【事業概要】

いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減するため、学校や主任児童委員、岐阜県中央子ども相談センターなど関係機関と連携し、カウンセリングや相談・助言を行い、子どもの立ち直りを支援します。

【今後の取組】

被害にあった子どもの早期発見に努め岐阜県中央子ども相談センターなど関係機関と連携しながら早期に対応します。

4-2 ひとり親家庭等への支援の充実

【施策の方向】

離婚などの増加によりひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭に対する相談体制を充実していくとともに、生活支援を行います。

《4-2-1 ひとり親家庭への医療費の助成》

【事業概要】

18歳未満で父母のいない子、ひとり親家庭の親・子を対象に、病気などのため医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分を助成し、健康の保持促進と経済的支援を行います。

【今後の取組】

県制度に基づき今後も継続して実施します。

《4-2-2 ひとり親家庭等の相談》

【事業概要】

ひとり親家庭が抱える不安や悩みなどの相談に母子保健推進員、民生委員児童委員などが応じ、適切な助言と指導などを行い、精神的安定を図るとともに自立を支援します。

【今後の取組】

相談しやすい体制を整えていくとともに、他者からの通報にも柔軟に対応し、ひとり親家庭の相談支援に取り組み、自立を支援します。

4-3 障がい児施策の充実

【施策の方向】

障がいのある児童の日常生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、障がい児通所支援や障がい児相談支援の整備拡充を図ります。

《4-3-1 障がい児通所支援》

【事業概要】

- ・障がい児が児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所へ通い、日常生活における基本的動作の指導、自活した生活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
- ・一部事務組合により児童発達支援センター（ポッポの家）が設置され、運動の発達に遅れや障がいのある児童に対し、理学療法、保育、生活指導、ことばの指導などの発達支援を行うとともに、保護者にも療育方法の習得を働きかけています。また、町内の放課後等デイサービス事業所では、利用者の利便性の向上が図られています。
- ・保育所（園）などを現在利用中の障がい児などが、保育所（園）などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、指導経験者のある児童指導員などの訪問支援を実施し、保育所（園）などの安定した利用の促進に努めます。

【今後の取組】

身近な児童発達支援事業所が少ないことから、町障がい福祉計画及び町障がい児福祉計画に基づく施策と整合性をとりながら、より利用しやすい圏域内での障がい児に対する福祉サービスの整備拡充に努めます。

《4-3-2 親子サポート教室運営支援》

【事業概要】

発達の遅れのある幼児に対し、日常生活における基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練など、早期の療育を行う「親子サポート教室」の運営を支援します。

- ・言語などに発達の遅れのある満1歳から小学校就学前までの幼児に早期の療育を行い、その幼児の福祉の向上を図るため、指導員による通室児への指導などを行っています。
- ・個別指導（木曜日を除く平日）、小集団指導（月1回）、保護者への学習会、各種行事など（月1回程度）、相談事業（保健事業、育児相談、3歳児健診などでの相談）などに取り組んでいます。

【今後の取組】

通室児の安全への配慮、環境の向上に努めます。

発達に特別な支援を必要とする幼児や児童の自立や社会参加に向け、充実した指導を実施します。

《4-3-3 保育所における障がい児の受け入れ（再掲：1-1-4）》

【事業概要】

集団保育が可能な障がい児の保育を実施します。

《4-3-4 就学指導》

【事業概要】

- ・障がいのある児童・生徒の入学・入級などを機に学校・保育所（園）・幼稚園および事業所が連携し、適切な学びの場の判断や指導を行うとともに、障がい児の適切な学びの場の判断に関する問題研究や相談、啓発活動を行います。
- ・障がいのある児童・生徒の増加に伴い、教育委員会では早期発見と指導の充実を図るために、各保育所（園）や幼稚園および各町の担当者との連携、さらには保育所（園）や幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校との連携の充実を図っています。
- ・教育支援専門委員会は、各小・中学校の特別支援教育コーディネーター、保育所（園）や幼稚園の担当者、町の担当者によって構成され、児童・生徒一人一人について適切な学びの場の判断や支援の在り方などについて継続審議をしています。そこで、教育支援が必要な児童・生徒については、医師などの外部専門家が加わった教育支援委員会で審議を重ね、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等、一人一人に応じた適切な支援や学びの場を判断します。

【今後の取組】

- ・障がいのある児童・生徒に対し、専門的な見地による適切な学びの場の判断や教育支援を進めるため、教育支援委員会の充実を図ります。
- ・障がいを早期に発見した場合は、各学校で個別に保護者に説明し理解を求めるだけでなく、学校外の関係者と連携した指導・支援を行います。
- ・スタッフの資質・能力の向上並びにスタッフの確保、各種障がいや就学相談に関する啓発活動の推進により教育相談の充実を図ります。

《4-3-5 日常生活用具の給付》

【事業概要】

日常生活を営むのに支障がある身体及び知的障がい児に対し、特殊ベッドや入浴補助用具などの日常生活用具購入に要する費用の9割を公費負担し、生活の向上を図ります。

介護・訓練支援用具、自立支援用具、在宅療養など支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費などを給付の対象としています。

【今後の取組】

必要に応じて対象品目の見直しを行いながら、引き続き給付を実施します。

《4-3-6 在宅障がい児福祉手当の支給》

【事業概要】

心身に重度の障がいを有する児童に、町単独の制度として福祉手当を支給します。

ただし、特別児童扶養手当や障害児福祉手当〈保護者の所得制限あり〉など他の手当が支給される場合は支給されません。

- ・対象者 20歳未満でIQ50以下の方、身体障害者手帳1級～3級の方
(所得制限なし)
- ・支給額 月額 10,000 円（令和5年5月分から）

【今後の取組】

障がい福祉計画や、障害者総合支援法における障がい児の福祉サービスの推進・充実にあわせ、引き続き給付を実施します。

4-4 子どもの貧困対策の推進

※この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画として位置付けます。

【施策の方向】

生活保護世帯やひとり親家庭の増加等、経済的困窮状態にある世帯が増加傾向にある中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、学校や地域、行政等の関係機関が連携し、すべての子ども達が夢と希望を持って成長していけるよう支援を行います。

《4-4-1 学習支援の充実》

【事業概要】

生活困窮をはじめ様々な要因から「学び」に困難を抱える子どもに対して、社会福祉協議会やNPO 団体により、きめ細やかな学習支援を行うことで学力の向上を図るとともに、安心できる居場所の創出により孤立を解消し自らの未来を思い描く手助けとなるよう支援を行います。

【今後の取組】

利用ニーズに対応しながら、引き続き事業の継続を支援します。

《4-2-2 生活困窮世帯・ひとり親家庭等の相談》

【事業概要】

生活困窮世帯やひとり親家庭が抱える不安や悩みなどの相談に対し、適切な助言や指導を行うとともに、民生児童委員等による見守りや、学校や専門機関等との連携により、問題解決や生活環境改善に向けた援助を行います。また、必要に応じて複数の関係機関が集まってケース会議を行い、よりよい対応を検討します。

【今後の取組】

相談しやすい体制を整えるとともに、今後も引き続ききめ細かな支援を行い柔軟に対応します。

《4-4-3 ひとり親家庭への医療費の助成（再掲：4-2-1）》

【事業概要】

ひとり親家庭の児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）に対して医療費の一部を助成することにより、健康の保持促進と経済的支援を行います。

基本目標5 子育てと仕事の両立への支援

5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【施策の方向】

男女が自立し、生き生きと働きながら子育てに楽しみを見出すためには、男女の性別、役割分担意識をなくすことや男女がともに子育ての責任を果たしていくことで、女性のみならず子育ての負担がかからないよう支援します。

《5-1-1 男女共同参画の推進》

【事業概要】

誰もが社会へ参画できるという意識と主体的な住民活動への支援などを進めるとともに、活動団体の組織化を推進します。

笠松町男女共同参画プランにおいて、「男女がともに参画し個性と能力が発揮できるまちづくり」を基本理念に掲げ、住民一人ひとりがお互いの人権を尊重しつつ、性別にとらわれず自分の個性と能力を発揮することができるよう、各種施策に取り組んでいます。

【今後の取組】

- ・各課などにおいて推進体制を充実し、各種施策の適切な進行管理と住民、県及び関係機関との連携を図ります。
- ・プラン推進のため「家庭・地域・職場における男女共同参画のすすめ」の周知・啓発を進めます。

《5-1-2 男性の育児参加意識の醸成》

【事業概要】

乳幼児健診やプレパマクラブなどの母子保健事業や保育所（園）・幼稚園・学校行事への参加などを通じて、男性の育児参加を促進します。

母子健康手帳交付時に父親の育児参加を啓発するパンフレットを配付し、各種健診・教室などへの父親参加を促しています。

【今後の取組】

幼少期からの男女が協力して家庭を築くことの意義などの教育を進めるとともに、父親の育児参加を継続して働きかけます。

5-2 多様な保育サービス等の充実

【施策の方向】

すべての子育て家庭において仕事と子育ての両立が可能となるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを推進します。また、安心して子育てができるよう保育サービスの充実を図ります。

《5-2-1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） （再掲：1-2-3）》

【事業概要】

育児の援助を利用したい人と提供したい人が会員となり、育児の相互援助を行う事業で、ファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置し、援助活動の連絡調整を行います。

《5-2-2 一時預かり事業（再掲：1-2-4）》

【事業概要】

保護者の仕事、冠婚葬祭、傷病やリフレッシュにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもの一時預かりを行います。

《5-2-3 病児・病後児保育事業（再掲：1-2-5）》

【事業概要】

乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児、監護が困難な場合に受け入れを行います。

《5-2-4 低年齢児保育（再掲：1-1-3）》

【事業概要】

生後3か月からの乳児の保育など、低年齢児保育を支援します。

《5-2-5 時間外保育事業（延長保育）（再掲：1-1-2）》

【事業概要】

○保護者の就労形態に合わせた通常保育時間の前後に延長保育を行います。

《5-2-6 広域保育（再掲：1-1-5）》

【事業概要】

保護者の勤務地により保育時間内に送迎できない場合、その勤務地の市町村の保育所（園）で保育の必要な児童の相互受け入れを行います。

《5-2-7 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（再掲：1-4-2）》

【事業概要】

平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に、保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学生に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を行います。

《5-2-8 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（再掲：1-2-9）》

【事業概要】

保護者の就労の有無に関わらず、生後6か月から3歳未満までの保育所、幼稚園などに通っていない乳幼児を対象に、保育所などを月に10時間を限度に利用できる制度です。同年代の子ども同士で触れ合ったり、集団の中で過ごしたりすることで、社会性が育まれ子どもの健やかな成長を促します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画は、国や県との連携や協力はもちろんのこと、住民をはじめ地域や関係機関、事業者などが子どもの立場に立ち、それぞれ役割を担い、協働して計画の実現を図るものとします。

<家庭の役割>

家庭は、子どもの人間形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は次代を担う子どもを養育する主体であるという自覚をもち、助け合いながら、家庭としての責任を果たします。

<教育・保育施設等の役割>

保育所（園）・幼稚園・学校は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たします。

<地域社会の役割>

地域住民や地域団体などは、子どもは地域の宝物であることを認識し、子育てを地域全体で担わなければなりません。それぞれの個人や団体が持つ特性や専門的機能を発揮して、子育て家庭を守り、支援する役割を果たすよう努めます。

<町の役割>

国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境整備と子育て家庭のニーズに応じた適切な支援を行うため、各施策を総合的・計画的に推進します。

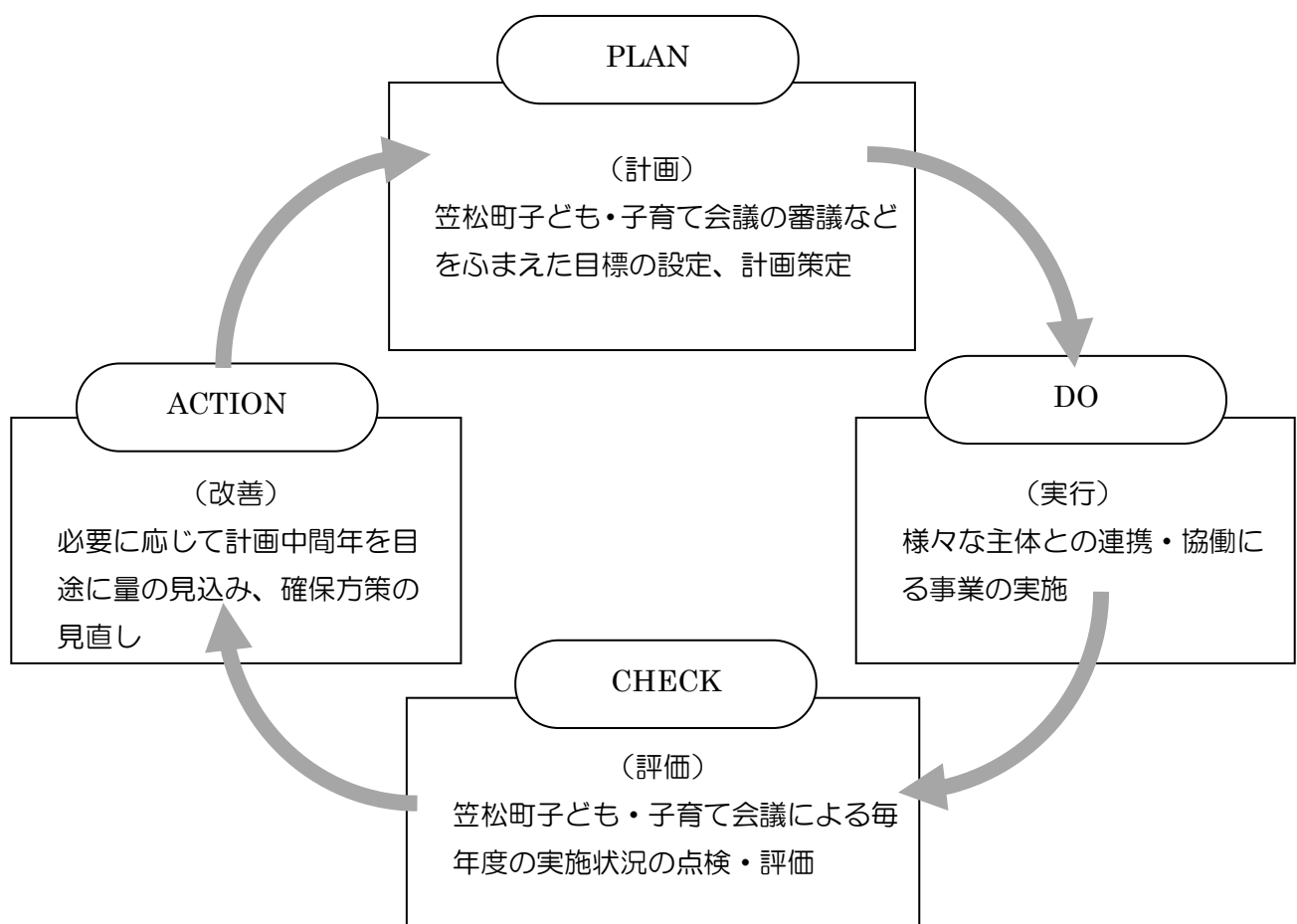
2 進捗管理

計画の適切な進行管理を進めるために、笠松町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努めます。

また、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対し「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しについて検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。



資料編

1 笠松町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日条例第10号

笠松町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、笠松町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長を置き、子ども・子育て会議において互選する。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、住民福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 笠松町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年笠松町条例第6号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年3月16日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 笠松町子ども・子育て会議 名簿

分野	氏名	役職等
子ども・子育て支援 に関し学識経験の ある者	◎森 社	笠松町社会福祉協議会会長
子どもの保護者	野 々 垣 雅 美	幼稚園の保護者を代表する者
	橋 本 直 美	保育所（園）の保護者を代表する者
	名 和 佑 樹	小学校のPTAを代表する者
	田 島 一 樹	町子ども会育成協議会を代表する者
子ども・子育て支援 に関する関係団体 から推薦を受けた者	志 智 慈 朗	一般社団法人 岐阜県私立幼稚園連合会の 推薦を受けた町内の幼稚園を代表する者
	澁 谷 由 美	社団法人 岐阜県民間保育園連盟の推薦を 受けた町内の保育園を代表する者
子ども子育て支援に 関する事業に従事 する者	伊 藤 美 里	保育所（園）を代表する者
	菊 池 利 哉	障がい児福祉サービス事業所を代表する者
	後 藤 泰 治	認可外保育施設を代表する者
関係行政機関の職員	宮 川 浩 司	羽島郡二町教育委員会 学校教育課長
その他町長が必要と 認める者	○岩 井 弘 栄	羽島郡二町教育委員会 教育委員

◎委員長 ○副委員長
※順不同、敬称略

3 笠松町子どもの権利に関する条例

令和3年12月22日条例第20号

笠松町子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 保障される子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の役割（第9条—第13条）

第4章 大切な権利を持つ子ども自身の役割（第14条）

第5章 子どもの権利の推進（第15条・第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

「自分のことは自分で決めたい。」「子ども目線で話を聞いてほしい。」「差別せず一人ひとりを見て尊重してほしい。」この条例の制定に向けて、笠松町の子どもたちが、自分の権利について真剣に考え、語ってくれた言葉です。勇気を出して表明したたくさんの思いが、ここに条例という形になりました。

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりがかげがえのない大切な存在です。幸せに生きる権利があり、豊かな可能性に満ちています。自分を大切にし、自信を持って、思っていることや考えていることを発信してほしい。そのために、私たち大人は、全力で耳を傾け、寄り添い、みんなが幸せになれる方法を一緒に考えます。

自分の権利に気づき大切にすることのできる子どもたちは、同じようにかけがえのない存在である周りの人々を大切にすることができるようでしょう。そして、これから生まれてくる子どもたちにも、自分が受けた愛情を同じようにそそぐことができるでしょう。

一人ひとりを持つ権利を大切にし、お互いがお互いを認め合い尊重する、それが子どもも大人もみんなが幸せに暮らせる笠松町の未来につながることを願って、この条例を制定します。

第1章 総則 (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に基づき、子どもの権利を保障し、全ての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちづくりを、子どもとともに進めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることが
適当である人をいいます。
- (2) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいいます。
- (3) 育ち学ぶ施設 学校、保育所、こども館、児童福祉施設、その他の子ども
が育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。
- (4) 地域住民 地域の住民と団体をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 この条例に規定する子どもの権利は、次の考え方に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって一番よいことを第一に考えます。
- (2) 子ども自身の意思や力を大切にします。
- (3) 子どもの年齢やそれぞれの成長に配慮します。
- (4) 子どもと大人の信頼関係を基本に、地域全体で取り組みます。

第2章 保障される子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第4条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されます。

(安全に安心して生きる権利)

第5条 子どもが、個人として尊重され、安全に安心して生きるために、次の権利を保障します。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情と理解を持って育まれること。
- (3) あらゆる差別や不当な扱いを受けないこと。
- (4) 心や体を傷つける虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (5) 健康な生活ができ、適切な医療が受けられること。

(のびのびと豊かに育つ権利)

第6条 子どもが、のびのびと豊かに生活し、成長するために、次の権利を保障します。

- (1) 自分に関することを主体的に決めること。
- (2) 自由に遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (3) 必要な教育を受け、学びたい内容を学ぶこと。

(4) 適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

(5) 失敗を恐れず挑戦すること。

(自分を守り、守られる権利)

第7条 子どもが、健やかな心と体を自ら守り、守られるために、次の権利を保障します。

(1) 個性が認められ、ありのままで受け入れられること。

(2) 安心できる居場所があり、助けを求められる大人がいること。

(3) 話を聞いてもらい、納得のいくまで説明を受けること。

(4) 権利を侵害される状況から逃れること。

(5) 個人の秘密が守られること。

(意見を述べ、参加する権利)

第8条 子どもが、自分に影響を及ぼす全てのことについて意見を述べ、参加するために、次の権利を保障します。

(1) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。

(2) 意見の表明に必要な情報や支援を受けられること。

(3) 自分を自由に表現すること。

(4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(5) 年齢やそれぞれの成長に応じて社会に参加し、意見が反映されること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の役割

(町の役割)

第9条 町は、子どもが生き生きと健やかに育つまちをつくるため、次のことに取り組みます。

(1) さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。

(2) 子どもが悩みや困りごとを相談することができるとともに、保護者が子育てに関して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。

(3) 子どもが、町の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

(4) 社会全体で子どもを見守り、子どもの権利を尊重する環境づくりに努めること。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、子どもの養育と発達に最も大きな責任を負うことを認識し、次のことに取り組みます。

第14条 子どもは、自分の権利を大切にするとともに他の人の権利も大切にし、次のことに取り組みます。

- (1) 自分の権利について自覚し、よく考えて行動することを通して、自分の権利を実現するよう努めること。
- (2) 他の人の権利を認め尊重し、その権利を侵害することのないよう努めること。
- (3) 家庭や学校、地域などにおいて、誰もが権利を持つ一員であることを認識し、互いに理解し助け合うよう努めること。

第5章 子どもの権利の推進 (体制の充実と支援)

第15条 町は、この条例に基づく取組を含め子どもに関する取組を総合的かつ計画的に進めるための体制の充実に努めます。

- 2 町は、子どもの権利侵害についての相談を受けたときは、関係機関と連携し、解決に向けての助言や支援を行います。
(取組の推進)

第16条 町は、子どもの権利に関する取組の実施状況について定期的に見直しを行い、多様化する社会や子どもを取り巻く環境に対応できるよう検討を重ねながら、子どもも大人も皆が幸せに暮らせるまちづくりを推進していきます。

第6章 雑則 (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和4年3月1日から施行します。

4 笠松町子ども・子育て支援事業計画策定経過

平成27年度	6月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告
平成28年度	12月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告
平成29年度	10月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告 計画中間年の見直し
平成30年度	6月	第1回子ども子育て会議	計画進捗状況報告
	10月	第2回子ども子育て会議	ニーズ調査票検討
	11月		ニーズ調査実施
	1月		ニーズ調査分析
	2月	第3回子ども子育て会議	ニーズ調査結果報告
令和元年度	7月	第1回 子ども子育て会議	量の見込みの検討 事業計画案の検討
	11月	第2回 子ども子育て会議	量の見込みの検討 事業計画案の検討
	2月		パブリックコメントの実施
		第3回 子ども子育て会議	パブリックコメントの結果報告 事業計画最終案承認
令和2年度	11月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告
令和3年度	11月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告
令和4年度	11月	子ども子育て会議	計画進捗状況報告 ニーズ調査調査項目検討
令和5年度	9月	第1回 子ども子育て会議	計画進捗状況報告 ニーズ調査票検討
	11月		ニーズ調査実施
	1月		ニーズ調査分析
	3月	第2回 子ども子育て会議	ニーズ調査結果報告 事業計画案の検討
令和6年度	7月	第1回 子ども子育て会議	量の見込みの検討 事業計画案の検討
	11月	第2回 子ども子育て会議	量の見込みの検討 事業計画案の検討
	1月		パブリックコメントの実施
	2月		パブリックコメントの結果報告 事業計画最終案承認

5 国の動きと笠松町の取り組み

	国 の 動 き	笠松町の取り組み
平成 2 年度	・ 1.57 ショック	・ 笠松町第 3 次総合計画
平成 6 年度	・ エンゼルプラン策定	
平成 7 年度	・ 緊急保育対策等 5 か年事業	
平成 8 年度		・ 笠松町子育て支援センター設置
平成 11 年度	・ 新エンゼルプラン策定	
平成 13 年度	・ 「仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）」閣議決定	・ 笠松町第 4 次総合計画
平成 15 年度	・ 次世代育成支援対策推進法施行 ・ 少子化社会対策基本法施行	
平成 16 年度	・ 「少子化社会対策大綱」閣議決定 ・ 「子ども・子育て応援プラン」少子化社会対策会議決定	
平成 17 年度		・ 笠松町次世代育成支援地域行動計画（前期計画）
平成 18 年度	・ 「新しい少子化対策について」少子化社会対策会議決定	・ 第一保育所民営化
平成 19 年度	・ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 少子化社会対策会議決定	・ 下羽栗保育所民営化
平成 20 年度	・ 「新待機児童ゼロ作戦について」厚労省発表	・ 松枝保育所民営化
平成 21 年度		・ 笠松町地域福祉計画
平成 22 年度	・ 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・ 「子ども・子育て新システム検討会議」 少子化社会対策会議決定	・ 笠松町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）
平成 23 年度		・ 笠松町第 5 次総合計画
平成 24 年度	・ 子ども・子育て関連 3 法制定 ・ 「子ども・子育て新システムの基本制度について」少子化社会対策会議決定	
平成 25 年度	・ 子ども・子育て会議設置 ・ 「少子化危機突破のための緊急対策」少子化社会対策会議決定	・ 笠松町子ども・子育て会議設置
平成 26 年度	・ 次世代育成支援対策推進法一部改正（有効期限の延長）	・ 第 2 期笠松町地域福祉計画

	国 の 動 き	笠松町の取り組み
平成 27 年度	子ども・子育て支援新制度スタート	
		・笠松町子ども・子育て支援事業計画
平成 28 年度	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	
平成 29 年度	・「子育て安心プラン」策定	
令和元年度	・幼児教育・保育の無償化スタート（１０月）	・子育て世代包括支援センター開設 ・第３期笠松町地域福祉計画
令和２年度	・「少子化社会対策大綱」閣議決定	・第２期笠松町子ども・子育て支援事業計画
令和３年度	・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	・笠松町第６次総合計画 ・こどもの権利条例制定 ・こども館を桜町に移設
令和５年度	・こども基本法施行 ・こども家庭庁設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略方針」閣議決定	
令和６年度		・第４期笠松町地域福祉計画
令和７年度		・第３期笠松町子ども・子育て支援事業計画

第3期笠松町子ども・子育て支援事業計画

発 行 笠松町

編 集 住民福祉部 福祉子ども課

発行年月日 令和7年3月

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

TEL：058-388-1111 FAX：058-387-5816